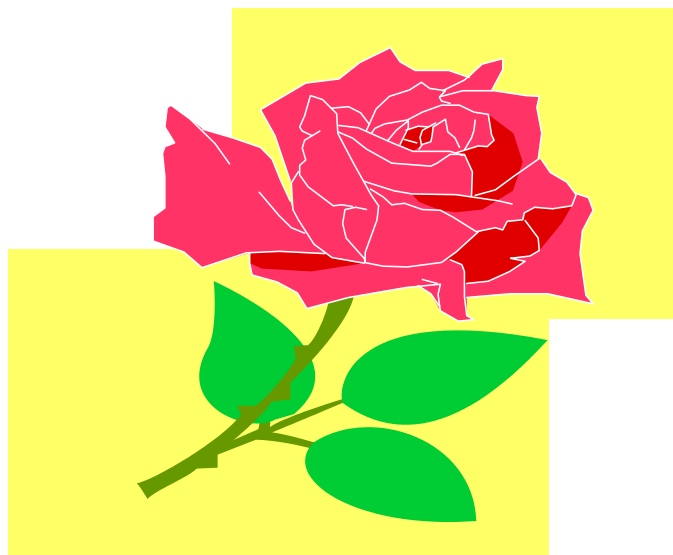


議会月報

令和 6 年
— 5・6月号 —
(合併号)



市の花 ばら

No.507

前橋市議会事務局

令和 6 年 5 ・ 6 月 号 目 次

■ 議 会 の う ご き	2
本 会 議	2
第 1 日	2
第 2 日	5
代表質問	6
第 3 日	8
総括質問	9
第 4 日	11
総括質問	12
第 5 日	16
意 見 書	26
会 議 結 果	40
常 任 委 員 会	42
総 務	42
教 育 福 祉	44
市 民 経 済	46
建 設 水 道	48
特 別 委 員 会	50
I C T利便性向上調査	50
議 会 運 営 委 員 会	51
各 派 代 表 者 会 議	70
議会図書室運営委員会	78
■ 議 長 会	79
■ ロ ビ ー	81
5 ・ 6 月 の 日 誌	81
5 ・ 6 月の視察来訪	81

■ 議 会 の う ご き

— 本 会 議 —

◇ 第 1 回定例会の概要

令和 6 年第 1 回定例会は、5 月 8 日に招集され、3 0 日までの 2 3 日間（本会議は 5 日間）の会期で行われた。

今定例会では、「令和 6 年度前橋市一般会計予算」以下 2 9 件の市長提出議案が審議され、「前橋市長の在任期間に関する条例の制定について」は否決、その他の議案はいずれも原案のとおり可決、承認された。

代表質問は 1 5 日に各会派の代表 6 人、総括質問は 1 7 日と 2 2 日の 2 日間に 2 4 人の議員が行い、市長や所管部長などから答弁があった。

決議案は、「令和 6 年度前橋市一般会計予算に対する附帯決議」1 件が提出され、訂正された決議案が可決された。

意見書案は「再審法改正を求める意見書」以下 1 3 件が上程され、同意見書を含む 5 件を原案のとおり可決、「成年後見制度見直しを求める意見書」など 8 件は否決され、第 1 回定例会は閉会した。

◇ 5 月 8 日（水）〔第 1 日〕

市長提出議案 4 件の上程、表決、同議案 2 5 件の上程

笠原議長の開会宣言に続いて事務局長からの諸般の報告の後、会期を 5 月 8 日から 3 0 日までの 2 3 日間と決め、会議録署名議員に角田、近藤（好）、近藤（登）各議員を指名した。

次に、「工事請負契約の締結について（桂萱小学校南校舎長寿命化改修工事）以下 4 件の市長提出議案が上程され、所管部長から提案理由について説明が行われた後、表決が行われ、全員賛成で可決された。

続いて、「令和 6 年度前橋市一般会計予算」以下 2 5 件の市長提出議案が上程され、市長及び各所管部長から提案理由の説明が行われた。

続いて、5 月 9 日から 1 4 日までの 6 日間を休会と決め、午後 1 時 4 7 分に散会した。

議事日程第 1 号

第 1 回定例会
令和 6 年 5 月 8 日(水)
午後 1 時開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 市長提出議案の上程

議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について（桂萱小学校南校舎長寿命化改修工事）
議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について（東小学校校舎長寿命化改修ほか工事）
議案第 7 4 号 工事請負契約の締結について（山王小学校南校舎長寿命化改修工事）
議案第 7 5 号 工事請負契約の締結について（鎌倉中学校東校舎長寿命化改修ほか工事）

（以上 4 件一括上程・説明、質疑、討論、表決）

議案第 5 2 号 令和 6 年度前橋市一般会計予算
議案第 5 3 号 令和 6 年度前橋市国民健康保険特別会計予算
議案第 5 4 号 令和 6 年度前橋市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 5 号 令和 6 年度前橋市競輪特別会計予算
議案第 5 6 号 令和 6 年度前橋市介護保険特別会計予算
議案第 5 7 号 令和 6 年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
議案第 5 8 号 令和 6 年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計予算
議案第 5 9 号 令和 6 年度前橋市用地先行取得事業特別会計予算
議案第 6 0 号 令和 6 年度前橋市産業立地推進事業特別会計予算
議案第 6 1 号 令和 6 年度前橋市水道事業会計予算
議案第 6 2 号 令和 6 年度前橋市下水道事業会計予算
議案第 6 3 号 令和 6 年度前橋市農業集落排水事業会計予算
議案第 6 4 号 前橋市長の在任期間に関する条例の制定について
議案第 6 5 号 前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正について
議案第 6 6 号 前橋市災害遺児手当支給条例の改正について
議案第 6 7 号 前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について
議案第 6 8 号 前橋市公園条例の改正について
議案第 6 9 号 前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の改正について
議案第 7 0 号 臨江閣の設置及び管理に関する条例の改正について
議案第 7 1 号 前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について
議案第 7 6 号 財産の減額譲渡について（富田地区地区計画の区域の一部）
議案第 7 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（大胡ぐりーんふらわー牧場の公園施設）
議案第 7 8 号 交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて
報告第 1 号 前橋市市税条例の改正の専決処分について
報告第 2 号 前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について
（以上 2 5 件一括上程・説明）

休会の議決

表 決 調 べ

(議案第72号から第75号まで)

令和6年5月8日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	議案第72号から第75号まで (以上4件)	全 員 賛 成

◇ ５月１５日（水）〔第２日〕

代表質問

前橋令明から阿部議員、前橋高志会から藤江議員、公明党市議団から中里議員、日本共産党市議団から近藤（好）議員、市民フォーラムから角田議員、かがやきから浅井議員がそれぞれ代表質問を行った後、１６日を休会と決め、午後５時７分に散会した。

議事日程第２号

第１回定例会

令和６年５月１５日（水）

午前１０時開議

第１ 代表質問

議案第５２号から第７１号まで、第７６号から第７８号まで、及び報告第１号、第２号

（以上２５件等に対する代表質問）

休会の議決

代表質問一覧表

(5月15日) 1/2

令和6年第1回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
1	37 阿 部 忠 幸	4 5	1 市長の政治姿勢について 2 県、周辺自治体との連携について 3 給食費無償化について 4 副市長人事について 5 産業施策について 6 都市計画について 7 建設事業について 8 農業施策について 9 健康施策について 10 環境施策について 11 福祉施策について 12 教育施策について 13 水道事業について 14 競輪事業について 15 国際交流について	(1) 開始時期 (2) 無償化の実施方法 (3) 国主導での実施 (4) 滞納者の取扱い (1) まちづくりのビジョン (2) 関係機関との連携 (1) 建設業の2024年問題 (1) 市長の農業経験実績 (2) J A前橋市との連携 (3) 畜産農家への支援 (4) 6次産業化への支援 (1) 新型コロナウイルス感染症の検証と今後の取組 (1) 新清掃工場 (2) 最終処分場 (1) 2025年問題 (2) 交通弱者 (1) G I G Aスクール構想を継続するための費用や考え方 (2) 市立前橋高校における生徒の多様な活動支援 (3) 市立前橋高校における海外研修事業 (4) 給食施設の更新 (5) 主要事業の動向 (6) 国旗、国歌 (1) 施設、管路の更新及び今後の取組 (1) 競輪の基本的な考え方 (2) グリーンドーム前橋の施設改修と休業補償 (1) 姉妹、友好都市との交流 (2) 国内友好都市交流 (3) 台湾交流
2	22 藤 江 彰	3 0	1 令和6年度当初予算について 2 市長の政治姿勢及び本市の主要施策について	(1) 予算編成の考え方 (2) 財政見通しと財政運営 (1) 多選自粛条例 (2) 子育て施策 (3) 産業施策 (4) 福祉施策 (5) 交通施策 (6) 前橋工科大学 (7) 農業施策
3	31 中 里 武	3 0	1 当初予算案に対する財政的な考え方について 2 5つの基本政策を軸とした将来展望について 3 デジタルのまち前橋について 4 命と財産を守る体制強化について 5 上下水道事業について	(1) 財政の健全化 (2) 事業の総点検 (1) こども、教育に関する政策 (2) 暮らしに関する政策 (3) 経済に関する政策 (4) 観光、環境に関する政策 (5) 市役所の改革 (1) めぶくグラウンド (2) めぶく P a y の現状と今後の展開 (3) マイタクの進化 (4) デジタルデバイド対策 (1) 救急隊員の負担軽減 (2) 女性消防職員の活躍できる環境整備 (1) 今後の財政運営 (2) 各種施設整備に対する方向性

代表質問一覧表

(5月15日) 2/2

令和6年第1回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
4	16 近 藤 好 枝	3 0	1 政治姿勢について 2 新年度予算の重点課題について	(1) 平和を壊す政府の大軍拡路線の中止 (2) 大企業応援の経済政策からの転換 (3) 多選自粛条例 (1) 予算編成の考え方 (2) 学校給食費の完全無償化 (3) 公共交通の拡充 (4) デジタル化の問題点 (5) 国保税の引下げと保険証発行継続 (6) 3歳未満児の保育料無償化 (7) こども発達支援センターの拡充 (8) 高齢者施策の拡充 (9) 大規模開発や都市計画道路の見直し
5	15 角 田 修 一	3 0	1 令和6年度当初予算案について 2 市長が掲げている5つの基本政策について 3 第七次総合計画について	(1) 子育てと教育を最優先！こどもの未来が、輝く前橋へ (2) 安心して住み続けられる、誰もが暮らしやすい前橋へ (3) 経済の活性化と雇用の創出、働く人を支える前橋へ (4) 水と緑、歴史と文化、多様性が共生する、魅力あふれる前橋へ (5) 市役所改革と市民参加で、あたらしい前橋へ (1) 教育・人づくり (2) 結婚・出産・子育て (3) 産業振興 (4) 都市基盤
6	26 浅 井 雅 彦	3 0	1 子育てと教育を最優先！こどもの未来が、輝く前橋へについて 2 安心して住み続けられる、誰もが暮らしやすい前橋へについて 3 経済の活性化と雇用の創出、働く人を支える前橋へについて 4 水と緑、歴史と文化、多様性が共生する、魅力あふれる前橋へについて 5 市役所改革と市民参加で、あたらしい前橋へについて	(1) 現状認識と期待する成果 (2) 市立中学校給食費無償化 (3) 保育料軽減 (4) 子供の生活、学習支援 (1) 理想像 (2) 地域コミュニティー支援 (3) 公共交通政策 (4) 自動運転 (5) 道路の安全 (1) 農業支援 (2) 市街化店舗支援事業 (3) 今後の展開 (4) 雇用対策事業 (5) 産業団地造成 (1) 赤城公園整備促進事業 (2) 県との連携 (1) 市職員の生産性向上 (2) 書かない窓口 (3) タウンミーティング開催事業

※通告時間は質問時間（答弁は含まない）

◇ ５月１７日（金）〔第３日〕

総括質問

鈴木、窪田、新井美加、石塚、長谷川、佐藤、山田、大澤、宮崎、小岩井各議員から総括質問が行われ、午後４時４１分に延会した。

.....

議事日程第３号

第１回定例会

令和６年５月１７日（金）

午前１０時開議

第１ 総括質問

議案第５２号から第７１号まで、第７６号から第７８号まで、及び報告第１号、
第２号

（以上２５件等に対する総括質問）

休会の議決

総括質問一覧表

(5月17日) 1/2

令和6年第1回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
1	36 鈴木 俊司 (一問一答)	3 2	1 県立赤城公園の整備について 2 新最終処分場について 3 市長の市政運営について 4 農業振興について 5 有機農業について	(1) 赤城ウェルグラウンド構想 (2) 今年度の事業 (3) 今後のスケジュール (4) カヌー、カヤック指定業者の契約 (1) 地元対応 (2) 建設事業の予定 (3) 広域連携 (1) 副市長人事 (2) タウンミーティング (1) 農業の担い手の確保、育成のための支援 (2) 農家応援事業 (1) 基本的な姿勢 (2) 今後の取組
2	20 窪 田 出 (一問一答)	3 9	1 令和6年度一般会計歳入予算について 2 競輪特別会計について 3 聴覚障害者福祉施策について 4 自治会支援について 5 まえばしコミュニティ支援事業について	(1) 市民税 (2) 特別交付税 (1) 車券売上げ (2) 一般会計繰出金 (1) 全国ろうあ者体育大会 (2) 子供向け手話講習会 (1) 自治会タブレット貸与事業 (2) 自治会電子回覧板 (3) 自治会活動アドバイザー派遣事業 (1) めぶくコミュニティ、めぶく P a y 機能強化 (2) 解決すべき問題点
3	25 新 井 美 加 (一問一答)	3 2	1 給食費無償化について 2 新清掃工場について 3 共同調理場運営事業について 4 ヤングケアラーについて	(1) 市立中学校給食費無償化の実施 (2) 給食費改定の理由 (3) アレルギーで給食が食べられない生徒への配慮 (4) 完全無償化へのスケジュール (1) 次世代の施設 (1) 現状 (2) 西部共同調理場の実情 (3) 東部共同調理場の実情 (1) 訪問支援事業 (2) ヤングケアラーと思われる児童の把握 (3) 今後の展開
4	32 石 塚 武 (一問一答)	2 5	1 群馬総社駅整備事業について 2 駒寄スマート I C 産業団地造成事業について 3 共助のまちづくり事業について 4 健康まえばし 21 について	(1) 駅舎、自由通路 (2) 群馬総社駅西口線、駅前広場 (1) 進捗状況 (2) 今後のスケジュール (1) めぶく Eye (2) めぶくコミュニティ (1) 第3次計画 (2) 糖尿病、高血圧
5	30 長谷川 薫 (一問一答)	2 5	1 生活保護の運用改善について 2 能登半島地震から学ぶ前橋市の防災対策の充実について	(1) 群馬県が改訂した生活保護のしおりの活用 (2) 一時扶助の拡大 (3) 車の保有 (4) 保護の停止処分の改善 (5) 自立の支援 (6) 市税収納行政との連携 (1) 指定避難所運営方針の改善 (2) 上下水道施設の耐震化 (3) 住宅再建支援の強化

総括質問一覧表

(5月17日) 2/2

令和6年第1回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
6	8 佐藤 祥平 (一問一答)	3 2	1 国際交流事業について 2 教育支援について 3 こども誰でも通園制度について 4 災害対策について 5 市営住宅管理運営事業について 6 地域の諸課題について	(1) 現状 (2) 台湾交流事業 (3) 台南フェア (1) 国際理解推進事業 (2) 外国人児童生徒 (1) 利用方法 (2) 利用者の利便性 (1) 前橋南部地区の災害対策の現状 (2) 民間連携 (1) 広瀬団地のPFIによる建て替えの経緯 (2) 建て替えによる余剰地活用 (1) 保育所の統合 (2) 上川淵公民館
7	7 山田 秀明 (一問一答)	3 9	1 子育て施策について 2 福祉施策について 3 観光施策について 4 教育施策について 5 農業施策について 6 道水路管理運営事業について	(1) 公立保育所における人材確保状況 (2) 保育士の待遇改善 (3) 潜在保育士就職支援金 (1) 介護施設設置件数 (2) 介護職の雇用改善 (3) 介護者の緊急時の対応 (4) 本市職員の職務負担量と今後の展開 (1) 赤城公園整備費 (2) 市の負担額 (3) 市民へのメリット (1) 部活動の地域移行の現状 (2) 課題 (3) 方向性 (1) 担い手支援への取組状況 (2) 援農ボランティア (1) タブレットの利活用 (2) 課題 (3) 展開
8	3 大澤 智之 (一問一答)	3 0	1 防災について 2 働き方改革について 3 赤城山観光事業について 4 移住、定住について 5 地域電子通貨について	(1) 防災行政無線 (2) 防災ラジオ (1) 職場環境のDX化 (1) 公園整備事業 (1) 本市の移住、定住策 (1) めぶくPay
9	13 宮崎 裕紀子 (一問一答)	3 7	1 ワクチン接種事業について 2 シェアサイクルコグベについて 3 消防局職員の職場環境について 4 本市職員の雇用環境について 5 産後ケア事業について 6 県との連携について	(1) インフルエンザ (2) HPVワクチン (1) ポート展開の考え方 (2) 病院やバス停へのポート設置の検討 (1) ハラスメント及びメンタルヘルスに関する現状把握と相談体制 (2) 今後 (1) 建築士 (2) 保育士 (1) 居宅訪問（アウトリーチ）型を無料化した理由 (2) 対象者拡大による課題 (1) 県民会館 (2) 都市計画道路朝倉玉村線の整備
10	10 小岩井 僚太 (一問一答)	3 2	1 公共交通について 2 環境行政について 3 教育行政について 4 産業政策について 5 災害対策について	(1) マイタク制度充実 (2) ダイナミックプライシング (3) 共創モデル実証プロジェクト (1) GX (2) ペロブスカイト太陽電池 (1) SNS活用 (2) 市立前橋高校女子野球 (3) 部活動の地域移行 (4) 不登校支援 (1) 駒寄スマートインターチェンジ産業団地 (1) ハザードマップ

※要旨の網掛け部分は、本会議電子資料使用申出書が提出されたものです。

◇ ５月２０日（月）〔第４日〕

総括質問、委員会付託、付託省略議案の表決

１７日に引き続き、金井、林（幸）、新井美咲子、吉田、三森、岡田、高橋、小林、入澤、岡、中林、近藤（登）、林（倫）、小川各議員から総括質問が行われた。

次に、上程中の議案第５２号から第７１号まで、第７６号、第７７号、以上２２件は、さらに詳しく審査するため所管の常任委員会に付託（付託議案は６０ページ～６３ページ参照）された。同じく上程中の議案第７８号、及び報告第１号、第２号、以上３件は、委員会付託が省略され、表決の結果、議案第７８号、及び報告第１号、第２号、以上３件は賛成全員で原案のとおり可決、承認された。

続いて、２１日から２９日までの９日間を休会と決め、午後５時１５分に散会した。

議事日程第４号

第１回定例会

令和６年５月２０日（月）

午前１０時開議

第１ 総括質問

議案第５２号から第７１号まで、第７６号から第７８号まで、及び報告第１号、第２号

（以上２５件等に対する総括質問・議案第５２号から第７１号まで、第７６号、第７７号、以上２２件各常任委員会付託。第７８号、及び報告第１号、第２号、以上３件委員会付託省略、討論、表決）

休会の議決

総括質問一覧表

(5月20日) 1/3

令和6年第1回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
1	35 金 井 清 一 (一問一答)	3 9	1 市政の課題について 2 地域の課題について	(1)財政運営 (2)単位老人クラブ (3)ワクチン接種 (4)荻窪最終処分場 (5)温泉施設（あいのやまの湯） (6)中央消防署赤坂分署工事 (1)市道 00-065 号線（泉橋通線） (2)公開緑地
2	23 林 幸 一 (一問一答)	3 2	1 前橋市こども計画について 2 小中学校の校舎長寿命化工事について 3 前橋ブックフェスの開催について 4 観光都市前橋について 5 犬猫の適正飼養について 6 地域の諸課題について	(1)目的と経緯 (2)今後の取組 (3)前橋市こども基本条例との関係 (4)少子化対策 (1)現状 (2)発注方法 (3)今後 (1)前回開催の効果 (2)今後の取組 (1)臨江閣 (2)酒井氏歴代墓地 (1)現状 (2)県動物愛護管理条例 (3)本市の条例改正 (1)江田天川大島線 (2)旧第五保育所の改修
3	19 新 井 美咲子 (一問一答)	2 5	1 窓口業務について 2 まえばしコミュニティ支援事業について 3 女性の健康と権利を守る取組について	(1)書かない窓口 (2)軟骨伝導集音器 (3)窓口D Xの今後の取組 (1)事業概要 (2)目指すイメージ (1)S R H R (2)こども誰でも通園制度 (3)トイレの重要性
4	4 吉 田 直 弘 (一問一答)	2 5	1 水道の安定供給について 2 聴覚障害者への支援について 3 文化財の保存と活用について	(1)老朽管路の更新 (2)災害時の井戸水の活用 (3)自己水の保全と利用拡大 (1)全国ろうあ者体育大会 (2)職員への手話の普及 (3)市役所窓口での手話通訳サービス (1)文化財の災害対策 (2)地域計画の策定
5	28 三 森 和 也 (一問一答)	2 7	1 福祉施策の充実について 2 本市職員の職場、労働環境について 3 各種交通施策について 4 包摂的な誰も取り残されない共生社会推進について 5 地区公民館の役割について 6 歴史まちづくりについて	(1)保育分野における定員の見直し (2)保育士配置基準見直し (3)保育士確保策 (4)障害福祉インクルージョン推進事業 (5)障害者教養文化体育施設（前橋サン・アビリティーズ） (1)健康管理に関わる職場環境整備 (2)現業職場に関わる職場環境整備 (1)交通事故防止のための安全対策 (2)外出しやすい公共交通対策 (1)包摂的支援体制設備 (2)特別支援教育環境設備 (3)インクルーシブ環境設備 (4)障害者への合理的配慮 (1)機能体制強化 (1)総社山王地区

総括質問一覧表

(5月20日) 2/3

令和6年第1回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
6	1 岡 田 修 一 (複合)	2 0	1 交通政策について 2 子育て政策について 3 高齢者福祉について 4 環境政策について 5 みずき中地区の諸課題について	(1) G u n M a a Sにおける利便性向上 (2) 自転車のまち (1) 子供の居場所 (2) 合計特殊出生率 (3) 母親の貧困 (1) 介護予防 (2) 高齢者の居場所 (3) 老人福祉センター (1) S D G s と G X (2) 有価物集団回収事業 (3) 廃食用油リサイクル (1) まえばし幼稚園 (2) 第一保育所 (3) 公園整備
7	18 高 橋 照 代 (一問一答)	2 4	1 R S ウイルス感染症予防対策について 2 子育て施策について 3 市営住宅について	(1) 肺炎死亡者数の現状 (2) 肺炎予防ワクチン接種の周知啓発 (3) R S ウイルス感染症の周知 (4) ワクチン接種費助成の考え方 (1) 保育量の今後の見通し (2) 管外保育 (3) 施設型給付の支給 (1) 入居の同居要件 (2) 残置物への対応 (3) 単身入居者への取組
8	29 小 林 久 子 (一問一答)	2 4	1 農業振興策について 2 第4種踏切の安全対策について 3 通学路の防犯灯設置の拡充について	(1) 地元農畜産物の学校給食への積極的活用 (2) 農産物直売所への支援 (3) 営農継続の支援強化 (4) 固定資産税の減免 (5) 担い手の確保と支援 (1) 住民意見の尊重と早期改修工事の実施 (1) 実績と拡充
9	14 入 澤 繭 子 (一問一答)	2 0	1 森林整備について 2 農業について 3 教育について	(1) 森林環境贈与税の活用 (2) 木育事業の推進 (1) 担い手支援事業 (2) スマート農業 (1) 自然体験事業
10	6 岡 正 己 (一問一答)	2 0	1 新しい価値の創造について 2 中心市街地について 3 交通政策について 4 群馬県との連携について	(1) まえばしコミュニティ支援事業 (1) 千代田町中心拠点地区再開発事業 (2) 中央イベント広場 (3) 市営駐車場 (1) バス利用促進の取組 (1) 群馬県クリエイティブシティ構想 (2) 赤城山観光
11	27 中 林 章 (一問一答)	2 0	1 令和6年度当初予算について	(1) 5つの基本政策と6つのまちづくりの柱との整合 (2) 本市の課題解消のための予算 (3) 市長公約実現のための予算 (4) 市民目線の予算 (5) 市政刷新の予算
12	17 近 藤 登 (一問一答)	2 0	1 総合計画と歳出削減について 2 地域の諸課題について	(1) 第八次総合計画の策定と市長任期とのリンク (2) 健全財政に関する条例 (3) 事業の見直し基準 (4) 歳出削減 (5) 学校のプール (6) 時間外労働賃金の削減 (1) 公開緑地を活用した公園整備 (2) 公開緑地制度の課題

総括質問一覧表

(5月20日) 3/3

令和6年第1回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
13	5 林 倫 史 (一問一答)	20	1 広報まえばし発行事業について 2 バス利用促進対策事業について 3 前橋テルサ管理事業について 4 通学路安全対策事業について 5 市営住宅整備事業について 6 消防団運営事業について	(1) 広報まえばし全戸配布の必要性 (1) 本事業の必要性 (1) 前橋テルサの今後 (1) 通学路安全の現状 (1) 保全工事の必要性 (1) 消防ポンプ操法大会の必要性
14	2 小 川 栄 治 (一問一答)	20	1 本市の条例及び規則について 2 県立小児医療センター移転について	(1) 前橋市動物の愛護及び管理に関する規則 (2) 前橋市動物の愛護及び管理に関する条例 (1) 移転先の周辺市道

※要旨の網掛け部分は、本会議電子資料使用申出書が提出されたものです。

令和6年第1回定例会

表 決 調 べ

(委員会付託省略議案)

令和6年5月20日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	議案第78号、報告第1号、第2号 (以上3件)	全 員 賛 成

◇ ５月３０日（木）〔第５日〕

委員会の議案審査報告、討論、表決、決議案の上程、委員会付託省略、質疑、討論、表決、意見書案の上程、表決、市長挨拶

議事に入る前に事務局長から諸般の報告が行われた。

次に、各常任委員会に付託された議案第５２号「令和６年度前橋市一般会計予算」など２２件の議案の審査結果が、各常任委員長から報告された。

続いて、議案第６４号「前橋市長の在任期間に関する条例の制定について」に対する反対討論が須賀議員から行われ、表決の結果、賛成少数で否決された。

次に、議案第５３号から第５６号まで、第６０号から第６２号まで、第６８号、第７０号及び第７７号、以上１０件に対する反対討論が近藤（好）議員から、第５２号に対する賛成討論が長谷川委員から、さらに、第６４号を除く全議案に対する賛成討論が堤、富田、高橋、角田、宮崎各議員から行われ、表決の結果、議案第５３号から第５６号まで、第６０号から第６２号まで、第６８号、第７０号及び第７７号、以上１０件は、賛成多数で、残る議案第５２号、第５７号から第５９号まで、第６３号、第６５号から第６７号まで、第６９号、第７１号及び第７６号、以上１１件は、賛成全員で、原案のとおり可決された。

続いて、決議案第１号「令和６年度前橋市一般会計予算に対する附帯決議」が横山議員以下４名から提出され、横山議員から決議案の提案理由説明後、委員会付託が省略され、阿部、小林、三森、近藤（好）、長谷川各議員から質疑が行われた。その際、長谷川議員から横山議員の答弁について動議が出され、動議成立後、暫時休憩となった。その後、本会議を再開し、議長が会議時間の延長を宣告後、再度、暫時休憩となった。本会議再開後、決議案第１号について、前橋令明から文言の訂正の申出があり、許可された。その後、吉田議員から反対討論が行われ、表決の結果、賛成多数で原案のとおり可決された。

次に、意見書案第１号「再審法改正を求める意見書」以下１３件が上程され、表決の結果、意見書案第１号は賛成全員、第２号から第５号までの４件は賛成多数で原案のとおり可決、第６号から第１３号までの８件は、賛成少数で否決された。

全ての審議終了後、小川市長から挨拶があり、午後８時１１分に第１回定例会は閉会した。

議事日程第5号

第1回定例会

令和6年5月30日（木）

午後1時開議

第1 市長提出議案の付議

（議案第52号から第71号まで、第76号、第77号、以上22件に対する各常任委員会審査報告・質疑、討論、表決）

第2 決議案上程

決議案第1号 令和6年度前橋市一般会計予算に対する附帯決議
（上程・説明、質疑、討論、表決）

第3 意見書案の上程

意見書案第1号 再審法改正を求める意見書

意見書案第2号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

意見書案第3号 食料自給率の抜本的な向上に関する意見書

意見書案第4号 機能性表示食品における安全対策を求める意見書

意見書案第5号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

意見書案第6号 成年後見制度見直しを求める意見書

意見書案第7号 刑事訴訟法の再審法規定の改正を求める意見書

意見書案第8号 政治資金パーティー券購入を含め企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

意見書案第9号 国民の生活を守るため、社会保障の負担増を行わないことを求める意見書

意見書案第10号 日本学術会議の「法人化」方針の撤回を求める意見書

意見書案第11号 現行の健康保険証の存続を求める意見書

意見書案第12号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

意見書案第13号 志賀原発及び柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書

（以上13件一括上程・説明、質疑、討論、表決）

令和6年5月24日

議長 笠原 久 様

総務常任委員会
委員長 窪 田 出
(公印省略)

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和6年5月24日

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
5 2	令和6年度前橋市一般会計予算	賛成全員	可決すべきもの
5 9	令和6年度前橋市用地先行取得事業特別会計予算	賛成全員	可決すべきもの
6 4	前橋市長の在任期間に関する条例の制定について	賛成少数	否決すべきもの
6 5	前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の改正について	賛成全員	可決すべきもの

令和6年5月27日

議長 笠原 久 様

教育福祉常任委員会
委員長 小 渕 一 明
(公印省略)

教育福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和6年5月27日

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
5 2	令和6年度前橋市一般会計予算	賛成全員	可決すべきもの
5 3	令和6年度前橋市国民健康保険特別会計予算	賛成多数	可決すべきもの
5 4	令和6年度前橋市後期高齢者医療特別会計予算	賛成多数	可決すべきもの
5 6	令和6年度前橋市介護保険特別会計予算	賛成多数	可決すべきもの
5 7	令和6年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	賛成全員	可決すべきもの
6 6	前橋市災害遺児手当支給条例の改正について	賛成全員	可決すべきもの
6 7	前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について	賛成全員	可決すべきもの
7 0	臨江閣の設置及び管理に関する条例の改正について	賛成多数	可決すべきもの
7 1	前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について	賛成全員	可決すべきもの

令和6年5月22日

議長 笠原 久 様

市民経済常任委員会
委員長 堤 波志芽
(公印省略)

市民経済常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和6年5月22日

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
52	令和6年度前橋市一般会計予算	賛成全員	可決すべきもの
55	令和6年度前橋市競輪特別会計予算	賛成多数	可決すべきもの
58	令和6年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計 予算	賛成全員	可決すべきもの
60	令和6年度前橋市産業立地推進事業特別会計予算	賛成多数	可決すべきもの
68	前橋市公園条例の改正について	賛成多数	可決すべきもの
76	財産の減額譲渡について（富田地区地区計画の区 域の一部）	賛成全員	可決すべきもの

令和6年5月23日

議長 笠原 久 様

建設水道常任委員会
委員長 小岩井 僚 太
(公印省略)

建設水道常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和6年5月23日

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
5 2	令和6年度前橋市一般会計予算	賛成全員	可決すべきもの
6 1	令和6年度前橋市水道事業会計予算	賛成多数	可決すべきもの
6 2	令和6年度前橋市下水道事業会計予算	賛成多数	可決すべきもの
6 3	令和6年度前橋市農業集落排水事業会計予算	賛成全員	可決すべきもの
6 8	前橋市公園条例の改正について	賛成多数	可決すべきもの
6 9	前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の改正について	賛成全員	可決すべきもの
7 7	公の施設の指定管理者の指定について（大胡ぐり一んふらわー牧場の公園施設）	賛成多数	可決すべきもの

令和6年第1回定例会

討 論 一 覧 表

〔議案第64号〕

令和6年5月30日

発言順序	氏 名	賛 否
1	24 須 賀 博 史	反 対

表 決 調 べ

〔議案第64号〕

令和6年5月30日

議案番号	摘 要	
議案第64号	棄 権	共 産 党
	反 対	前橋令明会 前橋高志党 公明やき か が 星 七 き が け 城 さ 利 根 赤 く わ く 前 橋 わ ま え ば し 維 新 の 会
	賛 成	市 民 フ ォ ー ラ ム な な い ろ

令和6年第1回定例会

討 論 一 覧 表

(委員会付託議案 第64号を除く)

令和6年5月30日

発言 順序	氏 名	賛 否	摘 要
1	16 近 藤 好 枝	反 対	第53号～第56号、 第60号～第62号、第68号、 第70号、第77号
	30 長谷川 薫	賛 成	第52号
2	11 堤 波志芽	賛 成	全議案(第64号を除く)
3	21 富 田 公 隆	賛 成	全議案(第64号を除く)
4	18 高 橋 照 代	賛 成	全議案(第64号を除く)
5	15 角 田 修 一	賛 成	全議案(第64号を除く)
6	13 宮 崎 裕紀子	賛 成	全議案(第64号を除く)

表 決 順 序 調 べ

(委員会付託議案 第64号を除く)

令和6年5月30日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	議案第53号から第56号まで、第60号から 第62号まで、第68号、第70号、第77号 (以上10件)	共 産 党 反 対
2	議案第52号、第57号から第59号まで、 第63号、第65号から第67号まで、 第69号、第71号、第76号 (以上11件)	全 員 賛 成

決議案第 1 号

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

令和 6 年 5 月 3 0 日可決

提出者 前橋市議会議員 横 山 勝 彦

同 堤 波志芽

同 小 渕 一 明

同 市 村 均 光

令和 6 年度前橋市一般会計予算に対する附帯決議

前橋市は本予算の執行に当たり、次の事項について取り組むこと。

- 1 中学校給食費完全無償化の実施のみならず、今後段階的に小学校給食費の負担軽減を行うに当たっては、関係する部署や機関、議会と十分な議論の上、進めること。

以上、決議する。

令和 6 年 5 月 3 0 日

前 橋 市 議 会

令和6年第1回定例会

質 疑 一 覧 表

〔決議案第1号〕

令和6年5月30日

発言順序	氏 名
1	37 阿 部 忠 幸
2	29 小 林 久 子
3	28 三 森 和 也
4	16 近 藤 好 枝
5	30 長谷川 薫

討 論 一 覧 表

〔決議案第1号〕

令和6年5月30日

発言順序	氏 名	賛 否
1	4 吉 田 直 弘	反 対

表 決 調 べ

〔決議案第1号〕

令和6年5月30日

決議案番号	摘 要	
決議案第1号	反 対	共市な 民 フな 産 オ ー い ラ ムろ
	賛 成	前前橋 公橋が かき 七さ 赤わ まえ 明会党 き星 城根 橋会

意 見 書 案 一 覧 表

意見書案第 1 号	再審法改正を求める意見書
意見書案第 2 号	地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書
意見書案第 3 号	食料自給率の抜本的な向上に関する意見書
意見書案第 4 号	機能性表示食品における安全対策を求める意見書
意見書案第 5 号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
意見書案第 6 号	成年後見制度見直しを求める意見書
意見書案第 7 号	刑事訴訟法の再審法規定の改正を求める意見書
意見書案第 8 号	政治資金パーティー券購入を含め企業・団体献金の全面禁止を求める意見書
意見書案第 9 号	国民の生活を守るため、社会保障の負担増を行わないことを求める意見書
意見書案第10号	日本学術会議の「法人化」方針の撤回を求める意見書
意見書案第11号	現行の健康保険証の存続を求める意見書
意見書案第12号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書
意見書案第13号	志賀原発及び柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書

意見書案第1号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日可決

提出者	市議会議員	林	幸	一
	同	藤	江	彰
	同	市	村	均
	同	小	岩	僚
	同	富	田	公
	同	浅	井	雅
	同	三	森	和
	同	小	林	久
	同	中	里	武

再審法改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。

冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。

しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

このように、再審手続には厳格なルールが定められていないため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さや公平性が損なわれかねない状態となっている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの、冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。

そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てをすることにより、速やかに再審公判手続に移行できず、再審手続が長期化してしまう実情がある。

よって、国においては、上記のような課題を踏まえ、以下のとおり特段の取組を求める。

記

- 1 冤罪被害者の早期救済を図るべく、再審法改正に向け、再審手続の在り方について十分に議論すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第2号
令和6年5月30日提出
令和6年5月30日可決

提出者	市議会議員	中里	武彦
	同	横山	勝明
	同	小曾	英修
	同	角田	修一
	同	岡田	

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の
一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献し得るものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、SDGsの精神を基とした地域課題解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

よって、国においては、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために、以下の事項についての特段の取組を強く求める。

記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

前橋市議会議員 笠原 久

意見書案第3号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 中 里 武

食料自給率の抜本的な向上に関する意見書

政府は、食料・農業・農村基本法改正案を第213回国会（令和6年通常国会）に提出し、1999年の制定から四半世紀を経て、新たな「基本法」を制定することを目指している。

我が国の、食料自給率は、2022年度は38%（カロリーベース）と厳しい状況であり、依然として農業分野の担い手不足が深刻化している中であって、基本法の改正を機に、農業政策の抜本的転換を図ることが求められている。

改正案で、基本的施策を定める食料・農業・農村基本計画について定めた第17条では、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標に関し定めるものとしている。

しかし、一方では、食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義し、基本理念に位置づけるとされ、「安定的な輸入及び備蓄の確保を図る」とも位置づけており、自給による食料安定供給の位置づけに曖昧さを残すものとなっている。

万が一、食料輸入に頼れなくなったとしても、全ての国民が安定的に食料を確保することは国の基本的な責務である。また、自給による安定的な食料供給を確保するため危機的認識に立ち、国内農業の経営が成り立つ生産基盤の強化及び抜本的な食料自給率向上を図ることが求められている。

よって、国においては、国内農業の基盤強化を図るとともに、食料自給率向上に向けた諸施策を抜本的に強化するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

農林水産大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第4号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 小曾根 英 明
同 中 里 武

機能性表示食品における安全対策を求める意見書

小林製菓が製造した機能性表示食品の「紅麹」サプリメントを摂取し、腎臓病発症者が相次いでおり、これまでに5人が死亡し、200人以上が入院した。

小林製菓は1月半ばに問題を把握しながら、国や自治体への報告は2か月以上後と報告が遅れたことにより、体調不良があっても、健康被害が発生していることを知らずにサプリメントを使い続けた人もいた。

サプリメントは特定の物質を濃縮しており、長く使用するケースが多く健康被害が出れば、一般の食品より体への影響が大きく、速やかに使用中止を呼びかけていれば、被害の拡大を防げた可能性もある。

2015年に規制改革で制度が導入された機能性表示食品は、科学的根拠となる資料を消費者庁に届け出れば、国の審査なしに効能を示して販売している製品であり、現在6,800種を超えている。

消費者庁が定めた機能性表示食品の指針は、健康被害が発生した場合、「情報が不十分であったとしても速やかに報告することが適当」としているが、どの段階で報告すべきか法的な義務づけがないのが現状である。健康被害の発症と拡大を防ぐためにも、判断を企業任せにせずにルールを法的に義務づけるべきである。

また、機能性表示食品については、これまでも表示に関するトラブルが度々起きており、メーカーが消費者庁に届け出る際には、製造工程や品質管理について第三者機関の評価を受ける制度の活用も必要である。

よって、国においては、上記理由を踏まえ、機能性表示食品における安全対策を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第5号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日可決

提出者	市議会議員	長谷川	黨
	同	近藤	好枝
	同	小林	久子
	同	吉田	直弘

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

1月1日に能登半島地域を襲った地震により、4月23日現在、災害関連死15名を含む245名が死亡し、5県で11万8,029棟の住宅被害が確認された。被災地では住宅再建の支援が急務となっている。

被災者生活再建支援法における住宅が全壊した場合の住宅再建、購入に係る被災者生活再建支援金の上限額は300万円である。この金額は2007年に法改正で定められたものである。しかし、昨年12月時点の建設資材価格は、2020年と比べて150%も高騰している下で現行の支援金額では、被災者の住宅再建はますます困難になる。

さらに支援金の対象は「全壊」及び「大規模半壊」に限られており、「半壊」や「一部損壊」は対象外である。例えば、石川県内灘町では、震度5弱の揺れで1,500棟に上る家屋損壊が発生したが、多くは被災者生活再建支援金の支給対象外である。そのため支援金の対象拡大を求める声は被災自治体の多くの住民から上がっており、被災者の強い願いとなっている。

さらに、全壊した場合の住宅再建や購入に対する支援金の抜本的な引上げや大規模半壊に至らない半壊や一部損壊を支援対象に広げることが、被災者の住宅再建に不可欠である。

よって、国に対し、被災者生活再建支援法を改正し、支援額及び支援対象を拡充することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

法務大臣

財務大臣

国土交通大臣

前橋市議会議員 笠原 久

意見書案第6号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日否決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 大 澤 智 之

成年後見制度見直しを求める意見書

介護保険制度とともに成年後見制度は2000年に導入され、高齢化社会を支える両輪になると期待された。

しかし、最高裁判所によると成年後見制度の利用者は2022年末時点で約24万5,000人であり、厚生労働省の調査による認知症の人が推計約600万人いることを考えると、広がりを見せている。

成年後見人になるのに特別な資格は必要なく、18歳以上であれば誰でもなれる。

また、弁護士事務所や司法書士事務所、成年後見業務を行っているNPO法人や社会福祉協議会などの「法人」が成年後見人になることもできる。

成年後見人の役割は、預貯金や不動産といった財産管理と、福祉サービスの契約など生活に必要な手続を本人に代わって行い、不利な契約を結んでしまうトラブルを防ぐ狙いがある。

しかし、実際の後見人業務は、財産管理に重きが置かれる傾向があり、日常生活の支援に十分に対応できていないといった課題がある。

また、本人に一定の財産がある場合は、家族ではなく弁護士や司法書士ら専門家が後見人になることが一般的となっているが、専門家が後見人になると、月に数万円の報酬を払う必要があり、本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで利用をやめることができないため、負担は長期間続くことになる。

国は、2022年6月に有識者と当事者団体、法務省などが参加する研究会を設置し、見直しに向けた議論が始まり、後見人に一定の任期を設けることや、不動産取引や相続など重要な場面に限って、本人の代わりに契約をする「特別代理人」をつける仕組みなどが案として挙がっている。

今後、高齢化社会において、認知症の患者はさらに増えると見られる。利用の拡大に向けて、本人や家族が必要なときに利用できる制度の見直しが必要である。

よって、国においては、成年後見制度が本人や家族が必要なときに利用できる制度となるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第7号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日否決

提出者	市議会議員	長谷川	薫
	同	近藤	好枝
	同	小林	久子
	同	吉田	直弘

刑事訴訟法の再審法規定の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、その証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであり、検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求めるものである。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示の法整備をすること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てが行われないうように制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

前橋市議会議員 笠原 久

意見書案第8号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近 藤 好 枝
同 小 林 久 子
同 吉 田 直 弘

政治資金パーティー券購入を含め企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題は、政治資金規正法違反の疑いによって現職の国会議員が逮捕されるなど、国民の中に不信や憤りが広がる重大な問題となっている。

議員個人への企業・団体献金が禁止されているにも関わらず、企業や団体によるパーティー券の購入が可能となっていることは、事実上の企業・団体献金の抜け道となっている。

そもそも、営利目的である企業が、政党や政治家に対して資金を提供することで、影響力を行使し、「カネ」の力で政治をゆがめることはあってはならない。

また、誰がいつこの裏金づくりを考案し、何にどのように使われ、関わった議員が誰なのかなど、組織的な犯罪の全容を徹底的に明らかにすることが必要である。その解明なくして再発防止も、国民からの信頼回復も得られない。

よって、国においては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するためにも、企業・団体による政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金を全面禁止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第9号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日否決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 大 澤 智 之

国民の生活を守るため、社会保障の負担増を行わないことを求める意見書

物価はますます高騰を続け、家計は厳しさを増している。そんな国民生活が厳しい現状であるにもかかわらず、社会保障の負担は増加している。

国は、2025年8月から介護老人保健施設の多床室の入所者に、室料負担を求めることを決めた。

そして、2023年末に決定した「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」には、「2028年度までに実施について検討する取組」として、介護保険については、サービス利用の自己負担が2割、3割となる人の対象の見直し、ケアマネジメントへの利用者負担の導入について検討することが盛り込まれている。家計の負担が大きくなると、介護サービスの利用控えが起きて、高齢者の要介護度を悪化させるおそれがある。要介護度が悪化すれば、かえって財政負担が増え、介護サービスは、利用が長期にわたるため、負担増の影響は大きく、高齢者に深刻な影響が出ることが懸念される。

また、後期高齢者医療についても、窓口負担が3割となる人の対象の見直しを検討することが盛り込まれている。後期高齢者医療については、2022年10月の物価高の最中に、一定以上の所得がある人に対して1割から2割への引上げが行われたばかりで、引上げの影響の検証もまだ十分でないのが現状である。

国は、「2028年度までに実施について検討する取組」と位置づけているが、年金額が増えない中で、新たな負担増を打ち出すこと自体、時期尚早である。

よって、国においては、国民の生活を守るため、社会保障の負担増を行わないことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第10号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日否決

提出者	市議会議員	長谷川	薫
	同	近藤	好枝
	同	小林	久子
	同	吉田	直弘

日本学術会議の「法人化」方針の撤回を求める意見書

政府は、2023年4月、日本学術会議法の改定案を撤回した後、内閣府に立ち上げた日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会で、昨年12月21日に日本学術会議を政府組織から切り離し法人格を持つ組織とする案を示した。それを受け12月22日に内閣府特命担当大臣決定である「日本学術会議の法人化に向けて」が発出された。政府は夏にも「法人化」の概要をまとめ、法案化を進める方針である。

大臣決定は、政府が任命する日本学術会議評価委員会の中期計画を策定する。日本学術会議の会員選考に外部者による委員会が意見を述べる。さらに組織や運営に対しても、外部者が過半数を占める委員会で意見を述べるなど、日本学術会議の人事、運営に政府が介入する仕組みを新たにつくろうとしている。

この大臣決定は、法人化する立法事実も示されず、日本学術会議の自律性も保障されない。また、日本学術会議が国の機関であるという歴史を無視したものであり問題である。多くの科学者、学術関連団体が撤回を求め声明を出している。主要各国を代表するアカデミーも日本学術会議の動向について懸念を持って注視している。

そもそも日本学術会議が国の機関として設置されている最大の意義は、日本の科学者の総意を結集する国の機関として、日本が人類共通の課題を追求する学問を尊重する国であることを国内外に示すことである。

日本学術会議法は前文で「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と規定している。これらの使命を達成するためには、科学者が学術界の外からの圧力や利益誘導を受けない活動を保障するための十分な財源基盤が必要である。

多くの科学者が、戦前と戦中に外部の圧力により政府、国家への従属を余儀なくされた過去の経験がある。法人化により学問の自由を損ねる結果を招くことが国内外でも強く懸念されている。

よって、政府に対し、国民と世界に貢献する日本学術会議の独立を守り、「法人化」方針を撤回することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日
内閣総理大臣 あて

前橋市議会議員 笠原 久

意見書案第 11 号

令和 6 年 5 月 30 日提出

令和 6 年 5 月 30 日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近 藤 好 枝
同 小 林 久 子
同 吉 田 直 弘

現行の健康保険証の存続を求める意見書

改正マイナンバー法が2023年6月2日に成立し、2024年12月22日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることになった。

現行の健康保険証の廃止は、マイナンバー法上では任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題がある。さらにオンライン資格確認等のシステム上のエラーやトラブルはいまだ多く発生しており、保険証資格確認の手段として確実なものとは言えず、マイナ保険証の利用率は4.29%（令和5年12月時点）にとどまっており、利用が低迷していることが明らかになっている。医療機関に利用率を競わせることは論外である。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院の選択肢を取らざるを得ない現状も生まれている。

我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要なときに国内でひとしく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っているが、このような状況になれば同制度は機能不全に陥りかねない。また地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なうことが懸念されている。

よって、国に対し、現行の健康保険証の廃止方針を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 5 月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第12号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近 藤 好 枝
同 小 林 久 子
同 吉 田 直 弘

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、現在開会中の通常国会で、現行の「食料・農業・農村基本法」を見直し、新たな「基本法」を制定することを目指している。日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185か国中129位である。

「旧農業基本法」以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、「食料・農業・農村基本法」制定後も、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。

しかも、現行基本法は、「基本計画」で「自給率向上目標」を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたままである。さらに政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。

今、世界的な食料危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、生産費に見合う価格保障と所得補償の充実と併せて、食料自給率の向上を政府の法的義務とする必要がある。

よって、国においては、「新基本法」制定に当たっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

農林水産大臣

前橋市議会議員 笠 原 久

意見書案第13号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日否決

提出者	市議会議員	長谷川	薫
	同	近藤	好枝
	同	小林	久子
	同	吉田	直弘

志賀原発及び柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書

1月1日に能登半島地域を襲った地震により、北陸電力の志賀原子力発電所は、外部から電気を受ける変圧器が壊れ、外部電源が一部使えなくなり、絶縁や冷却のための油が漏れ出したほか、使用済核燃料プールのポンプも止まり、一時的に冷却が停止するなど複数のトラブルが確認された。さらに、志賀原発北部の30キロメートル圏の放射線量を測るモニタリングポストが最大18か所で測定不能となった。新潟県の柏崎刈羽原子力発電所では、地震の揺れで使用済み核燃料プールの水があふれるトラブルが発生した。

原発事故が発生した場合の避難計画によると、志賀町、輪島市、穴水町などから最大15万人の避難が必要となる想定である。しかし、震度7相当の揺れが確認された志賀町を中心に、避難計画の対象地域のあらゆる生活道路が寸断された今回の地震の下で、現実的な避難計画ではないことが明らかになった。一たび原発事故が起きた場合には、多くの住民が避難できないことになりかねない。

また、今回の地震では能登半島沿岸部で90キロメートルにわたる海底の隆起が確認された。日本海に面する志賀原発周辺の海域でも数十センチメートル規模の隆起が確認され、内陸部では地盤沈下が発生した。志賀原発直下、周辺に活断層が存在する可能性も指摘されている。

政府の地震調査委員会は、今回の地震で海底活断層が連動するなどして、約150キロメートルの岩盤が動いた可能性を指摘している。地質学の専門家からは、能登半島周辺で想定を超えて活断層が動き、想定を上回る揺れや津波、地盤の変化が志賀原発を襲う可能性は否定できないと指摘している。志賀原発及び柏崎刈羽原発が事故を起こした場合には、住民は避難できず福島第一原発事故を超える重大な事態となるおそれもある。

よって、国に対して、活断層の活動が活発化している北陸地方における志賀原発及び柏崎刈羽原発を廃炉することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣（原子力防災）

前橋市議会議員 笠原 久

◇ 会 議 結 果

令和6年第1回定例会

- 1 開 会 令和6年5月8日
- 2 閉 会 令和6年5月30日
- 3 会 期 23日間

4 会議時間

5月 8日 午後0時57分から午後1時47分まで
 5月15日 午前9時57分から午後5時07分まで
 5月17日 午前9時58分から午後4時41分まで
 5月20日 午前9時57分から午後5時15分まで
 5月30日 午後0時57分から午後8時11分まで

5 出席議員

第1日（5月 8日） 出席38人 欠席0人
 第2日（5月15日） 出席38人 欠席0人
 第3日（5月17日） 出席38人 欠席0人
 第4日（5月20日） 出席38人 欠席0人
 第5日（5月30日） 出席38人 欠席0人

6 会議状況

件 名	議決年月日	議決の結果
○会期の決定 5月8日（水）～ 5月30日（木）	6. 5. 8	23日間
○会議録署名議員の指名	6. 5. 8	角田 修一 近藤 好枝 近藤 登
○市長提出議案の上程		
議案第52号 令和6年度前橋市一般会計予算	6. 5. 30	可 決
議案第53号 令和6年度前橋市国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第54号 令和6年度前橋市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第55号 令和6年度前橋市競輪特別会計予算	〃	〃
議案第56号 令和6年度前橋市介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第57号 令和6年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	〃	〃
議案第58号 令和6年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計予算	〃	〃
議案第59号 令和6年度前橋市用地先行取得事業特別会計予算	〃	〃
議案第60号 令和6年度前橋市産業立地推進事業特別会計予算	〃	〃
議案第61号 令和6年度前橋市水道事業会計予算	〃	〃
議案第62号 令和6年度前橋市下水道事業会計予算	〃	〃
議案第63号 令和6年度前橋市農業集落排水事業会計予算	〃	〃
議案第64号 前橋市長の在任期間に関する条例の制定について	〃	否 決
議案第65号 前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正について	〃	可 決

件名	議決年月日	議決の結果
議案第66号 前橋市災害遺児手当支給条例の改正について	6. 5. 30	可 決
議案第67号 前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について	〃	〃
議案第68号 前橋市公園条例の改正について	〃	〃
議案第69号 前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の改正について	〃	〃
議案第70号 臨江閣の設置及び管理に関する条例の改正について	〃	〃
議案第71号 前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について	〃	〃
議案第72号 工事請負契約の締結について（桂萱小学校南校舎長寿命化改修工事）	6. 5. 8	〃
議案第73号 工事請負契約の締結について（東小学校校舎長寿命化改修ほか工事）	〃	〃
議案第74号 工事請負契約の締結について（山王小学校南校舎長寿命化改修工事）	〃	〃
議案第75号 工事請負契約の締結について（鎌倉中学校東校舎長寿命化改修ほか工事）	〃	〃
議案第76号 財産の減額譲渡について（富田地区地区計画の区域の一部）	6. 5. 30	〃
議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（大胡ぐりーんふらわー牧場の公園施設）	〃	〃
議案第78号 交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて	6. 5. 20	〃
報告第 1号 前橋市市税条例の改正の専決処分について	〃	承 認
報告第 2号 前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について	〃	〃
○意見書案の上程		
意見書案第 1号 再審法改正を求める意見書	6. 5. 30	可 決
意見書案第 2号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書	〃	〃
意見書案第 3号 食料自給率の抜本的な向上に関する意見書	〃	〃
意見書案第 4号 機能性表示食品における安全対策を求める意見書	〃	〃
意見書案第 5号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	〃	〃
意見書案第 6号 成年後見制度見直しを求める意見書	〃	否 決
意見書案第 7号 刑事訴訟法の再審法規定の改正を求める意見書	〃	〃
意見書案第 8号 政治資金パーティー券購入を含め企業・団体献金の全面禁止を求める意見書	〃	〃
意見書案第 9号 国民の生活を守るため、社会保障の負担増を行わないことを求める意見書	〃	〃
意見書案第10号 日本学術会議の「法人化」方針の撤回を求める意見書	〃	〃
意見書案第11号 現行の健康保険証の存続を求める意見書	〃	〃
意見書案第12号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書	〃	〃
意見書案第13号 志賀原発及び柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書	〃	〃
○決議案上程		
決議案第 1号 令和6年度前橋市一般会計予算に対する附帯決議	6. 5. 30	可 決

—— 常 任 委 員 会 ——

◇ 総務常任委員会

日時・場所 5月20日（月） 議会運営委員会室
開議 午後5時20分 散会 午後5時30分
出席委員 窪田委員長、市村副委員長、吉田、林（倫）、角田、藤江、林（幸）、浅井、中里
鈴木各委員

1 予算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の審査に対する委員会運営について協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会予算審査日程表（60ページ参照）のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会予算審査運営要項（59ページ参照）のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていることから、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、及び市長に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前、つまり22日までに正副委員長に申し出るものとなっており、委員長を除く9人の委員から発言の申出があり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、中里、浅井、林（幸）、吉田各委員から市長に答弁を求めたい旨の申出があった。

さらに、電子資料を使用する場合は、運営について協議する常任委員会で申出を行うこととなっているが、申出はなかった。

続いて、マイボトルの持ち込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 5月24日（金） 第一委員会室
開議 午前9時56分 休憩 午前11時57分
再開 午後0時57分 休憩 午後 2時57分
再開 午後3時25分 散会 午後 5時
出席委員 窪田委員長、市村副委員長、吉田、林（倫）、角田、藤江、林（幸）、浅井、中里、
鈴木各委員

5月20日の本会議において付託を受けた議案4件（60ページ参照）について、委員長を除く9人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙総務常任委員会審査報告書（18ページ参照）のとおり決まった。

×

×

日時・場所 6月20日(木) 第一委員会室
開議 午前9時55分 散会 午前10時25分
出席委員 窪田委員長、市村副委員長、吉田、林(倫)、角田、藤江、林(幸)、浅井、中里、鈴木各委員
当局出席者 細谷、大野各副市長、総務、未来創造、財務各部長、会計管理者、消防局長、消防次長、行政管理、契約監理、市民税、資産税各課長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 前橋市行財政改革推進計画の令和5年度取組結果(見込み)について(行政管理課)
- (2) 物品の購入について(災害対応特殊救急自動車)(契約監理課)
- (3) 前橋市市税条例の改正について(市民税課・資産税課)
- (4) 前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の改正について(資産税課)

(その他)

1 次期委員会の開催日程について

8月19日(月)午前10時から行うこととされた。

◇ 教育福祉常任委員会

日時・場所 5月20日(月) 第一委員会室

開議 午後5時19分 散会 午後5時24分

出席委員 小渕委員長、佐藤副委員長、岡、入澤、新井美咲子、須賀、三森、小林、金井各委員

1 予算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の審査に対する委員会運営について協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会予算審査日程表(61ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会予算審査運営要項(59ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていることから、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、及び市長に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前、つまり23日までに正副委員長に申し出るものとなっており、委員長を除く8人の委員から発言の申出があり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、須賀委員から市長に答弁を求めたい旨の申出があった。

さらに、電子資料を使用する場合は、運営について協議する常任委員会で申出を行うこととなっているが、申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 5月27日(月) 第一委員会室

開議 午前9時55分 休憩 午前11時58分

再開 午後0時55分 休憩 午後2時55分

再開 午後3時21分 散会 午後4時9分

出席委員 小渕委員長、佐藤副委員長、岡、入澤、新井美咲子、須賀、三森、小林、金井各委員

5月20日の本会議において付託を受けた議案9件(61ページ参照)について、委員長を除く8人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙教育福祉常任委員会審査報告書(19ページ参照)のとおり決まった。

×

×

日時・場所 6月20日(木) 第一委員会室

開議 午後０時５５分 散会 午後１時２１分

出席委員 小渕委員長、佐藤副委員長、岡、入澤、新井美咲子、須賀、三森、小林、金井各委員
当局出席者 大野副市長、教育長、福祉、こども未来、健康各部長、教育、指導担当各次長、社会福祉、こども施設、国民健康保険、文化財保護各課長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (１) 次期地域福祉計画の策定について（社会福祉課）
- (２) 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の改正について（こども施設課）
- (３) 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について（国民健康保険課）
- (４) 前橋公園における指定管理者制度の導入について（文化財保護課）

(その他)

１ 次期委員会の開催日程について

８月２０日（火）午前１０時から行うこととされた。

◇ 市民経済常任委員会

日時・場所 5月20日（月） 第二委員会室
開議 午後5時18分 散会 午後5時23分
出席委員 堤委員長、大澤副委員長、岡田、近藤（好）、近藤（登）、高橋、富田、新井美加、
阿部各委員

1 予算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の審査に対する委員会運営について協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会予算審査日程表（62ページ参照）のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会予算審査運営要項（59ページ参照）のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていることから、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、及び市長に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前、つまり20日までに正副委員長に申し出るものとなっており、委員長を除く8人の委員から発言の申出があり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、阿部、新井美加各委員から市長に答弁を求めたい旨の申出があった。

さらに、電子資料を使用する場合は、運営について協議する常任委員会で申出を行うこととなっているが、申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 5月22日（水） 第一委員会室
開議 午前9時56分 休憩 午前11時59分
再開 午後0時56分 休憩 午後 2時57分
再開 午後3時25分 散会 午後 4時34分
出席委員 堤委員長、大澤副委員長、岡田、近藤（好）、近藤（登）、高橋、富田、新井美加、
阿部各委員

5月20日の本会議において付託を受けた議案6件（62ページ参照）について、委員長を除く8人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙市民経済常任委員会審査報告書（20ページ参照）のとおり決まった。

×

×

日時・場所 6月21日（金） 第一委員会室
開議 午前9時55分 散会 午前10時9分
出席委員 堤委員長、大澤副委員長、岡田、近藤（好）、近藤（登）、高橋、富田、新井美加、
阿部各委員
当局出席者 大野副市長、市民、文化スポーツ観光、環境、産業経済、農政各部長、公営事業課
長、農業委員会事務局長

（報告事項）

当局から次の事項について報告があった。

- （１）開設74周年記念三山王冠争奪戦開催結果について（公営事業課）
- （２）令和6年度新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式の開催について（農業委員会事務局）

（その他）

1 次期委員会の開催日程について

8月19日（月）午後1時から行うこととされた。

◇ 建設水道常任委員会

日時・場所 5月20日(月) 第四委員会室

開議 午後5時19分 散会 午後5時24分

出席委員 小岩井委員長、山田副委員長、小川、宮崎、中林、長谷川、石塚、小曾根、横山各委員

1 予算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の審査に対する委員会運営について協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会予算審査日程表(63ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会予算審査運営要項(59ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていることから、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、及び市長に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前、つまり21日までに正副委員長に申し出るものとなっており、委員長を除く8人の委員から発言の申出があり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、横山委員から市長に答弁を求めたい旨の申出があった。

さらに、電子資料を使用する場合は、運営について協議する常任委員会で申出を行うこととなっており、横山委員から申出があった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 5月23日(木) 第一委員会室

開議 午前9時57分 休憩 午前11時54分

再開 午後0時59分 休憩 午後2時58分

再開 午後3時27分 散会 午後3時57分

出席委員 小岩井委員長、山田副委員長、小川、宮崎、中林、長谷川、石塚、小曾根、横山各委員

5月20日の本会議において付託を受けた議案7件(63ページ参照)について、委員長を除く8人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙建設水道常任委員会審査報告書(21ページ参照)のとおり決まった。

×

×

日時・場所 6月21日（金） 第一委員会室
開議 午後0時55分 散会 午後1時38分
出席委員 小岩井委員長、山田副委員長、小川、宮崎、中林、長谷川、石塚、小曾根、横山各
委員
当局出席者 細谷副市長、公営企業管理者、都市計画、建設各部長、水道局長、都市計画、建築
指導各課長、公園管理事務所長、下水道整備課長

（報告事項）

当局から次の事項について報告があった。

- （１）立地適正化計画の改訂について（都市計画課）
- （２）盛土規制法に係る規制区域指定（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について（建築指導課）
- （３）前橋公園における指定管理者制度の導入について（公園管理事務所）
- （４）第35回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞について（公園管理事務所）
- （５）稲里地区集落排水処理施設の新屋地区集落排水処理施設への統合について（下水道整備課）

（その他）

1 次期委員会の開催日程について

8月20日（火）午後1時から行うこととされた。

—— 特 別 委 員 会 ——

◇ ICT利便性向上調査特別委員会

日時・場所 6月20日（木） 第一委員会室

開議 午後2時55分 散会 午後3時48分

出席委員 鈴木委員長、窪田副委員長、小岩井、堤、藤江、浅井、三森、小林、石塚各委員

（協議事項）

1 提言する事項について

委員長から次のとおり説明があり、協議が行われた。協議の後、次期委員会で本日の協議結果を踏まえた提言案を示し、協議をすることで了承された。

本特別委員会で重ねてきた調査結果、協議等を踏まえ、4月17日の特別委員会で各委員から出された意見を基に、提言事項に盛り込むべき項目を正副委員長で協議し、提言項目と提言内容（素案）を修正した。これを基に、前回意見のあった項目について協議をお願いしたいと思う。

（その他）

1 次期委員会の開催内容及び日程について

次期委員会は、正副委員長案に対して各委員から出された意見を基に提言案を示し、提言書の提出に向けて協議することとされ、7月30日（火）午後1時から行うこととされた。

—— 議 会 運 営 委 員 会 ——

日時・場所 4月24日(水) 議会運営委員会室
開議 午前10時50分 散会 午前10時58分
出席委員 林(幸)委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 第1回定例会の運営について

(1) 会期について

会期は、5月8日から30日までの23日間とすることで確認された。

また、予算審査の日程については、22日に市民経済常任委員会、23日に建設水道常任委員会、24日に総務常任委員会、27日に教育福祉常任委員会を開催することで確認された。

(2) 代表質問及び総括質問について

代表質問の発言順序については、従来どおり大会派順とされ、会派構成員数が同じ会派については申合せにより1年交代とし、4人で同数の会派は公明党、共産党の順序となり、3人で同数の会派は、市民フォーラム、かがやきの順序で行うこととなり、今回は、代表質問の順番は、前橋令明、前橋高志会、公明党、共産党、市民フォーラム、かがやきの順とすることで確認された。

また、発言時間については、会派構成人数が10人を超える前橋令明は1人45分、前橋高志会、公明党、共産党、市民フォーラム、かがやきの5会派はそれぞれ1人30分の質問持ち時間制とすることで確認された。

なお、代表質問が行われる5月15日の本会議開催時刻は、午前10時とすることとし、会議時間が午後6時を超える場合には、議長が会議時間の延長を宣告することで確認された。

次に、総括質問については、質問順序のローテーション及び会派の時間配分は、第1回から第4回までについては別紙総括質問発言順序一覧表(53ページ参照)のとおりとし、会派構成員数が同じ会派間の順序は、従前の申合せに基づき、4人で同数の会派は公明党、共産党の順で、3人で同数の会派は市民フォーラム、かがやきの順で、1人会派はなないろ、赤利根、七星、さきがけ赤城、わくわく前橋、まえばし維新の会の順とすることで確認された。

なお、代表質問及び総括質問の質問事項等の発言通告書の提出は、従前同様に開会日の5月8日午後4時までとするが、質問者、質問時間、会派内順序は事務の都合上、開会3日前の5月1日午後4時までに報告することで確認された。

また、電子資料を使用する場合においては、本会議電子資料使用申出書の提出期限が、代表質問については通告日の翌日の5月9日午後4時、総括質問については通告日の翌々日の5月10日午後4時とすることで確認された。

(3) 請願及び意見書案について

請願については、取扱規程に基づき開会3日前の5月1日までに提出されたものは会期中の審査、それ以降、閉会3日前の5月27日までに提出されたものは、閉会中の継続審査となることで確認された。

また、意見書案についても５月１日午後４時までの提出とし、特別なものは別途協議することで確認された。

（４）議員派遣について

議員派遣については、通常、派遣に際し、定例会の開会日までに事務局に申し出て、総括質問２日目または３日目に議決しているが、第１回定例会においては関連の予算議案が最終日に議決されるため、議員派遣も最終日に議決することになり、については今期定例会では、代表質問の翌日の５月１６日午後４時までに申し出て、総括質問２日目の２０日の議会運営委員会で確認し、最終日の３０日に議決することで確認された。

（５）工事請負契約の締結（桂萱小学校南校舎長寿命化改修工事ほか３件）について

工事請負契約の締結（桂萱小学校南校舎長寿命化改修工事ほか３件）についての取扱いについて、４月２４日の各派代表者会議で確認されたとおり、第１回定例会初日の５月８日に議決することで確認された。

なお、表決調べを議案送付日である５月１日に各会派へ配付することとし、質疑及び討論の通告と表決調べについては、事務の都合上、５月２日正午までに事務局に提出することで確認された。

２ その他

（１）議場当局席の変更について

細谷副市長の就任に伴い、当局から議場の当局席を変更したいとの申出があったことが伝えられ、確認された。

（２）常任委員会の視察日程について

４月１７日から４月２２日に開催された各常任委員会において、視察日程については、総務常任委員会と市民経済常任委員会が１０月２３日から１０月２５日までの３日間、教育福祉常任委員会と建設水道常任委員会が１０月２８日から１０月３０日までの３日間とすることで確認された旨、報告された。

（３）次期議会運営委員会の日程について

５月８日（水）午前１０時から行うこととされた。

総括質問発言順序一覧表

（会派構成員数が同じ、公明党、共産党の２会派、市民フォーラム、かがやきの２会派、及ばないろ、赤利根、七星、さきがけ赤城、わくわく前橋、まえばし維新の会の６会派は、１年ごとに交代とする。）

令和６年

区分	第 １ 回	第 ２ 回	第 ３ 回	第 ４ 回
１	前橋令明	前橋高志会	前橋令明	公明党
２	前橋高志会	前橋令明	公明党	共産党
３	前橋令明	公明党	共産党	前橋令明
４	公明党	共産党	前橋令明	前橋高志会
５	共産党	前橋令明	前橋高志会	市民フォーラム
６	前橋令明	前橋高志会	市民フォーラム	かがやき
７	前橋高志会	市民フォーラム	かがやき	前橋令明
８	市民フォーラム	かがやき	前橋令明	前橋高志会
９	かがやき	前橋令明	前橋高志会	前橋令明
１０	前橋令明	前橋高志会	前橋令明	公明党
１１	前橋高志会	前橋令明	公明党	共産党
１２	前橋令明	公明党	共産党	前橋令明
１３	公明党	共産党	前橋令明	前橋高志会
１４	共産党	前橋令明	前橋高志会	市民フォーラム
１５	前橋令明	前橋高志会	市民フォーラム	かがやき
１６	前橋高志会	市民フォーラム	かがやき	公明党
１７	市民フォーラム	かがやき	公明党	共産党
１８	かがやき	公明党	共産党	なないろ
１９	公明党	共産党	なないろ	赤利根
２０	共産党	なないろ	赤利根	七星
２１	なないろ	赤利根	七星	さきがけ赤城
２２	赤利根	七星	さきがけ赤城	わくわく前橋
２３	七星	さきがけ赤城	わくわく前橋	まえばし維新の会
２４	さきがけ赤城	わくわく前橋	まえばし維新の会	前橋令明
２５	わくわく前橋	まえばし維新の会	前橋令明	前橋高志会
２６	まえばし維新の会	前橋令明	前橋高志会	前橋令明
２７番以降は大会派順				

※第１回・第３回定例会の会派別質問時間（答弁を含む）					
前橋令明	160分	前橋高志会	117分	共産党	74分
公明党	74分	市民フォーラム	57分	かがやき	57分
七星	20分	さきがけ赤城	20分	赤利根	20分
なないろ	20分	わくわく前橋	20分	まえばし維新の会	20分
					合計 659 分 （２日間）
※第２回・第４回定例会の会派別質問時間（答弁を含む）					
前橋令明	253分	前橋高志会	161分	共産党	92分
公明党	92分	市民フォーラム	69分	かがやき	69分
七星	23分	さきがけ赤城	23分	赤利根	23分
なないろ	23分	わくわく前橋	23分	まえばし維新の会	23分
					合計 874 分 （３日間）

×

×

日時・場所 5月8日（水） 議会運営委員会室
開議 午前9時57分 散会 午前10時2分
出席委員 林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
 各委員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第1号について

（1）会期の決定

会期は、本日から30日までの23日間とすることで確認された。

（2）会議録署名議員の指名

会議録署名議員は順番により、15番・角田議員、16番・近藤（好）議員、17番・近藤（登）議員の3名を指名する予定で確認された。

（3）市長提出議案の上程

初めに、議案第72号から第75号まで、以上4件を一括上程し、説明、質疑、討論、表決を行うこととされた。

質疑、討論は通告はなく、委員会付託は省略することで確認された。

なお、表決については、表決調べのとおりとなることで確認された。

次に、議案第52号から第71号まで、議案第76号から第78号まで、及び報告第1号、第2号、以上25件を一括上程し、初めに市長から令和6年度予算案の概要についての説明があり、続いて、所管部長から順次説明することとされた。

なお、総務部長から当局の説明所要時間は約43分を予定しているとの報告があった。

（4）休会の議決

議事の都合上、9日から14日までの6日間を休会とすることで確認された。

2 その他

（1）代表質問・総括質問について

別紙代表質問一覧表・総括質問時間割（56ページ参照）のとおり、代表質問は6名から、また総括質問は24名から通告があることで確認された。

次に、代表質問及び総括質問の質問事項の通告は本日の午後4時までに行うことで確認された。

また、質問事項に重複等があった場合の変更については、9日午後4時まで申し出ることとされた。

（2）請願・意見書案について

請願については提出がなく、意見書案13件の提出があり、提出された意見書案の取扱いについては従前同様、各会派に持ち帰り、次期議会運営委員会で各会派の検討結果を報告することとされた。

また、起草委員会は5月21日午前10時から開催することとされ、起草委員についても次期議会運

営委員会で氏名を報告することとされた。

（３）議会運営委員会の視察日程案について

１１月７日（木）、１１月８日（金）に実施し、視察先については正副委員長に一任することとされた。

（４）次期議会運営委員会の日程について

５月１５日（水）午前９時から開催することで確認された。

（５）本会議の映像撮影について

議事課長から、NHK及び群馬テレビから本日の本会議の映像撮影の申出があったので、承知おき願う旨の連絡があった。

令和 6 年 第 1 回 定例会
代 表 質 問 一 覧 表

月日	順序	議席	会 派	議 員
5 月 15 日 (水)	1	3 7	前 橋 令 明	阿 部 忠 幸
	2	2 2	前橋高志会	藤 江 彰
	3	3 1	公 明 党	中 里 武
	4	1 6	共 産 党	近 藤 好 枝
	5	1 5	市民フォーラム	角 田 修 一
	6	2 6	か が や き	浅 井 雅 彦

総 括 質 問 時 間 割

月日	順序	議席	議 員	通告時間	備 考
5 月 17 日 (金)	1	3 6	鈴 木 俊 司	3 2分	
	2	2 0	窪 田 出	3 9分	
	3	2 5	新 井 美 加	3 2分	
	4	3 2	石 塚 武	2 5分	
					休憩予定
	5	3 0	長谷川 薫	2 5分	
	6	8	佐 藤 祥 平	3 2分	
	7	7	山 田 秀 明	3 9分	
	8	3	大 澤 智 之	3 0分	
					休憩予定
5 月 20 日 (月)	9	1 3	宮 崎 裕 紀 子	3 7分	
	1 0	1 0	小岩井 僚 太	3 2分	
	1 1	3 5	金 井 清 一	3 9分	
	1 2	2 3	林 幸 一	3 2分	
	1 3	1 9	新 井 美 咲 子	2 5分	
	1 4	4	吉 田 直 弘	2 5分	
					休憩予定
	1 5	2 8	三 森 和 也	2 7分	
	1 6	1	岡 田 修 一	2 0分	
	1 7	1 8	高 橋 照 代	2 4分	
	1 8	2 9	小 林 久 子	2 4分	
	1 9	1 4	入 澤 繭 子	2 0分	
					休憩予定
	2 0	6	岡 正 己	2 0分	
	2 1	2 7	中 林 章	2 0分	
	2 2	1 7	近 藤 登	2 0分	
	2 3	5	林 倫 史	2 0分	
	2 4	2	小 川 栄 治	2 0分	

×

×

日時・場所 5月15日（水） 議会運営委員会室
開議 午前8時56分 散会 午前9時7分
出席委員 林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第2号について

（1）代表質問

代表質問は阿部議員以下6名から通告があり、質問の順序、質問事項等について別紙代表質問一覧表（6ページ～7ページ参照）のとおり確認された。

（2）休憩の時刻

昼休みは藤江議員の質問終了後、午後の休憩は近藤（好）議員の質問終了後に予定し、時間によっては、変更もあるということで確認された。

（3）休会の議決

議事の都合上、16日を休会とすることで確認された。

2 その他

（1）議案の委員会付託について

20日の総括質問終了後、各常任委員会に付託し、続いて、付託省略議案の討論、表決を行うこととされた。

付託議案は常任委員会予算審査日程表（60ページ～63ページ参照）に記載のとおり、当初予算とそれに関連する条例議案及び事件議案とすることで確認された。

また、付託省略議案については、議案第78号及び報告第1号、第2号、以上3件とすることで確認された。

（2）委員会審査（運営要項案等）について

各常任委員会における予算議案等の審査は、常任委員会予算審査運営要項（59ページ参照）のとおり行うこととされた。なお、記載されている内容は、令和5年の運営要項に4の（3）として、服装については、クールビズ対応とするを追加したものであることが確認された。

また、17日の総括質問1日目の本会議終了後、議会運営委員会室において、正副常任委員長会議を開催し、運営要項の確認を行い、総括質問2日目となる20日の本会議終了後に、4常任委員会を開催し、各委員にも確認していただく予定であるため、会派内において周知するよう伝えられた。

（3）討論通告・表決調べの締め切りについて（付託省略議案）

付託省略議案は、20日の総括質問終了後に討論、表決を行うこととされた。

また、付託省略議案に対する討論通告及び表決調べについては、17日昼休憩終了までとすることで

確認された。

（４）意見書案について

５月８日の議会運営委員会で、各会派持ち帰り検討となっていた意見書案について、各会派から意見が発表され、「再審法改正を求める意見書案」について、各会派の意見の一致が見られたため、今後起草委員会で文言等の整理をすることとされた。

続いて、各会派の起草委員は次のとおり選出され、起草委員会は、５月８日の議会運営委員会で確認されたとおり、２１日午前１０時から議会運営委員会室で開催することとされた。

前橋令明 小岩井議員、市村議員、前橋高志会 富田議員、共産党 小林議員、
公明党 中里議員、市民フォーラム 三森議員、かがやき 浅井議員
議会運営委員会正副委員長 林（幸）議員、藤江議員

なお、意見書案の表決調べ等については、議題にあるとおり、まず、起草委員会にかからない意見書案については、提出会派は提案者と文案を決め、２１日午後３時までに事務局に報告し、その後、事務局で整理し各会派に表決調べと意見書案を配付することとされた。次に、表決調べに賛否を記入の上、２４日正午までに事務局に提出することで確認された。

（５）次期議会運営委員会の日程について

５月１７日（金）午前９時から行うこととされた。

常任委員会予算審査運営要項

令和6年5月

1 委員会の会議時間について

会議時間は午前10時から、おおむね午後5時までとするが、会議の状況により委員長は会議時間を変更することができる。

2 議案の審査について

委員会での議案説明は省略し、ただちに質疑に入る。質疑終了後、討論は本会議に委ね、表決を行う。

3 発言について

(1) 発言の申し出について

委員の発言の申し出については、審査日の2日前までに正副委員長に申し出る。

(2) 発言順序について

委員の発言順序については、正副委員長において調整のうえ決定する。

(3) 発言時間等について

委員の発言時間の制限は行わないが、会議時間内で正副委員長において調整し、必要な場合は時間を延長する。

(4) 電子資料について

電子資料を使用する場合、運営について協議する常任委員会において申し出を行った上、当該常任委員会の翌日の正午までに、常任委員会電子資料使用（修正）申出書を事務局に提出し、委員長の許可を受けるものとする。また、変更・修正の必要が生じた場合は、同日の午後4時までに常任委員会電子資料使用（修正）申出書を事務局に改めて提出し、委員長の許可を受けるものとする。

(5) その他

発言は発言席において行う。

市長は、他に公務がある場合を除いて原則出席するが、市長に答弁を求めたい場合は、発言の申し出と同時に委員長に直接申し出る。

4 その他

(1) その他委員会運営に関する必要事項は、会議規則及び委員会条例の定めるところによる。

(2) 委員会の日程及び付託議案について

（別紙「常任委員会予算審査日程表」のとおり）

(3) 服装については、クールビズ対応とする。

（上着及びネクタイは不要とし、当局にも同様の協力を求める。ただし、着用も可とする。）

常任委員会予算審査日程表

令和6年5月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
24	金	午前 10時	第一委 員会室	総 務 常 任 委 員 会	議案第52号 令和6年度前橋市一般会計予算のうち 総務部、未来創造部、財務部、消防局等所管に関する歳入 総務部、未来創造部、財務部、消防局等所管に関する歳出 第1款 議会費 第2款 総務費【第1項 総務管理費 第8目 企画費の一部、 第10目 支所費、 第12目 行政連絡費、 第13目 交通政策費の一部、 第14目 環境保全対策費、 第15目 諸費、 第3項 戸籍住民基本台帳費、を除く】 第9款 消防費 第10款 教育費のうち 第1項 教育総務費 第2目 事務局費の一部、 第3目 教育指導費の一部、 第10項 大学費 第12款 公債費 第13款 予備費 議案第59号 令和6年度前橋市用地先行取得事業特別会計予算 議案第64号 前橋市長の在任期間に関する条例の制定について 議案第65号 前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正について

(説 明 員)

市長・副市長

総 務 部 長	田 村 聡 史	会 計 管 理 者	高 柳 敦
秘書広報課長	柴 崎 徹	会 計 室 長	小 澤 昭 夫
職 員 課 長	阿久沢 理		
総務部参事(兼)行政管理課長	持 田 一 浩	消 防 局 長	手 島 一 樹
防災危機管理課長	笹 本 光 快	消 防 次 長	藤 田 明 弘
契約監理課長	生 方 高 弘	消防局総務課長	山 下 誠 一
		消防局参事(兼)予防課長	下 田 哲 也
未来創造部長	阿佐美 忍	警 防 課 長	櫻 井 則 夫
政策推進課長	宇 次 明	救 急 課 長	琴 寄 敏 行
未来政策課長	高 橋 良 祐	通信指令課長	宇 田 昌 明
交通政策課長	橋 本 崇 裕		
情報政策課長	中 嶋 健 裕	参事(兼)選挙管理委員会事務局長	岡 田 寿 史
財 務 部 長	木 村 理 文		
財 政 課 長	大 谷 仁 秀	監 査 委 員	関 哲 哉
資産経営課長	信 澤 和 秀	監査委員事務局長	川 合 寿 憲
収 納 課 長	上 野 克 巳		
市民税課長	本 間 達 雄	議会事務局長	高 橋 之 彦
資産税課長	佐 藤 伸 策	議会事務局総務課長	丸 橋 睦
		議 事 課 長	加 藤 正 寛

常任委員会予算審査日程表

令和6年5月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
27	月	午前 10 時	第一委 員会室	教育福祉 常 任 委 員 会	議案第52号 令和6年度前橋市一般会計予算のうち 福祉部、こども未来部、健康部、教育委員会所管に関する歳入 福祉部、こども未来部、健康部、教育委員会所管に関する歳出 第3款 民生費【第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費の一部、 第7目 国民年金費、 第13目 隣保館費、を除く】 第4款 衛生費のうち 第1項 保健費、 第2項 衛生費 第1目 衛生総務費 第2目 環境衛生費、 第3項 保健所費 第10款 教育費【第1項 教育総務費 第2目 事務局費の一部、 第3目 教育指導費の一部、 第8項 保健体育費 第1目 保健体育総務費の一部、 第10項 大学費、を除く】 議案第53号 令和6年度前橋市国民健康保険特別会計予算 議案第54号 令和6年度前橋市後期高齢者医療特別会計予算 議案第56号 令和6年度前橋市介護保険特別会計予算 議案第57号 令和6年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 議案第66号 前橋市災害遺児手当支給条例の改正について 議案第67号 前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について 議案第70号 臨江閣の設置及び管理に関する条例の改正について 議案第71号 前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について

(説 明 員)

市長・副市長

福祉部長 福島 健一
 社会福祉課長 本間 俊之
 福祉部参事(兼)長寿包括ケア課長 五 嶋 信 広
 福祉部参事(兼)介護保険課長 吉 野 崇
 障害福祉課長 田 村 哲 司
 指導監査課長 阿 部 瑞 恵

 こども未来部長 猪 俣 理 恵
 こども支援課長 望 月 恵
 こども未来部参事(兼)こども施設課長 岡 田 秀 行

 健康部長 宮 坂 恵理子
 保健所長 大 西 一 徳
 保健総務課長 阿 部 秀 明
 健康増進課長 樋 口 早 苗
 保健予防課長 三 田 尚 輝
 衛生検査課長 松 本 和 裕
 国民健康保険課長 羽 鳥 純 子

教 育 長 吉 川 真由美

 教 育 次 長 片 貝 伸 生
 指導担当次長 金 井 幸 光
 教育委員会事務局総務課長 高 橋 雅 人

 教育施設課長 木 村 一 弥
 文化財保護課長 神 宮 聡
 学務管理課長 後 藤 弘 史
 学校教育課長 田 村 裕 之
 前橋高校事務長 藤 井 義 嗣
 生涯学習課長 佐 藤 由美子
 教育支援課長 安 藤 尚 子
 図書館長 齋 藤 明 子

常任委員会予算審査日程表

令和6年5月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
22	水	午前 10 時	第一委 員会室	市民経済 常 任 委 員 会	議案第52号 令和6年度前橋市一般会計予算のうち 市民部、文化スポーツ観光部、環境部、産業経済部、農政部等所管に関する歳入 市民部、文化スポーツ観光部、環境部、産業経済部、農政部等所管に関する歳出 第2款 総務費のうち 第1項 総務管理費 第8目 企画費の一部、 第10目 支所費、 第12目 行政連絡費、 第13目 交通政策費の一部、 第14目 環境保全対策費、 第15目 諸費、 第3項 戸籍住民基本台帳費 第3款 民生費のうち 第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費の一部、 第7目 国民年金費 第13目 隣保館費、 第4款 衛生費【第1項 保健費、 第2項 衛生費 第1目 衛生総務費、 第2目 環境衛生費、 第3項 保健所費、 第4項 清掃費 第5目 し尿処理費の一部、を除く】 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第8款 土木費のうち 第3項 都市計画費 第5目 公園費の一部 第10款 教育費のうち 第8項 保健体育費 第1目 保健体育総務費の一部 第11款 災害復旧費のうち 第1項 農林水産施設災害復旧費 議案第55号 令和6年度前橋市競輪特別会計予算 議案第58号 令和6年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計予算 議案第60号 令和6年度前橋市産業立地推進事業特別会計予算 議案第68号 前橋市公園条例の改正について 議案第76号 財産の減額譲渡について（富田地区地区計画の区域の一部）

（説 明 員）

市長・副市長

市民部長 若 島 敦 子
 市民協働課長 福 島 照 美
 共生社会推進課長 吉 田 宣 子
 市民部参事(兼)市民課長 山 口 和 子
 大胡支所長 小 沼 安 美
 宮城支所長 大 崎 正 俊
 市民部参事(兼)粕川支所長 関 口 知 子
 富士見支所長 伊 井 直 文
 文化スポーツ観光部長 小 坂 和 成
 文化国際課長 大 原 豊 茂
 スポーツ課長 山 口 智 幸
 観光政策課長 近 藤 博 之

環境部長 倉 林 薫
 環境部参事(兼)環境政策課長 真 庭 祐 次
 ごみ政策課長 大 山 幸 成
 ごみ収集課長 羽 鳥 申 一
 廃棄物対策課長 砂 川 明 樹
 清掃施設課長 木 村 茂 樹
 産業経済部長 高 松 秀 光
 産業政策課長 篠 田 京 樹
 にぎわい商業課長 瀬 瀬 正 樹
 公営事業課長 大 塚 直 樹
 農 政 部 長 草 野 修 一
 農 政 課 長 中 野 孝 一
 農村整備課長 山 本 良 太
 農業委員会会長 澁 澤 聖 一
 農業委員会事務局長 片 貝 早 苗

常任委員会予算審査日程表

令和6年5月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
23	木	午前 10 時	第一委 員会室	建設水道 常 任 委 員 会	議案第52号 令和6年度前橋市一般会計予算のうち 都市計画部、建設部、水道局所管に関する歳入 都市計画部、建設部、水道局所管に関する歳出 第4款 衛生費のうち 第4項 清掃費 第5目 し尿処理費の一部 第8款 土木費【第3項 都市計画費 第5目 公園費の一部、を除く】 第11款 災害復旧費【第1項 農林水産施設災害復旧費、を除く】 議案第61号 令和6年度前橋市水道事業会計予算 議案第62号 令和6年度前橋市下水道事業会計予算 議案第63号 令和6年度前橋市農業集落排水事業会計予算 議案第68号 前橋市公園条例の改正について 議案第69号 前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等 に関する条例の改正について 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（大胡ぐりーんふらわー牧場の公園施設）

（説 明 員）

市長・副市長

都市計画部長	飯 塚 佳 雄	公営企業管理者	膽 熊 桂 二
都市計画課長	塚 田 伸 也		
建築指導課長	樋 口 美 香	水 道 局 長	金 田 芳 明
建築住宅課長	井 草 浩 二	経営企画課長	山 本 義 浩
市街地整備課長	五十嵐 紳一郎	水道局参事(兼)水道整備課長	
区画整理課長	石 田 昌 彦		茂 木 政 史
		水道局参事(兼)浄水課長	
建 設 部 長	吉 澤 輝 男		篠 田 十 一
道路建設課長	横 塚 有 利	下水道整備課長	石 井 利 彦
道路管理課長	茂 木 智	下水道施設課長	蜂須賀 陸 典
建設部参事(兼)東部建設事務所長			
	宇 田 正		
建設部参事(兼)公園緑地課長			
	狩 野 健		
公園管理事務所長(兼)荻窪公園長			
	金 子 朋 之		

×

×

日時・場所 5月17日（金） 議会運営委員会室
開議 午前8時58分 散会 午前9時6分
出席委員 林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第3号について

（1）総括質問

本日の総括質問は、鈴木議員以下10名とすることで確認された。

なお、質問順序、質問事項等について、別紙総括質問一覧表（9ページ～10ページ参照）のとおり確認された。

（2）休憩の時刻

昼休みは、石塚議員の質問終了後、午後の休憩は大澤議員の質問終了後に予定し、時間によっては変更もあるということで確認された。

（3）休会の議決

議事の都合上、18日と19日の2日間を休会とすることで確認された。

2 その他

（1）正副常任委員長会議（予算審査運営要項等の確認）

予算審査運営要項等の確認のため、本日の本会議終了後、正副常任委員長会議を議会運営委員会室で開催するため、該当議員への周知を行うよう伝えられた。

（2）予算・決算審査の映像配信について

議事課長から、予算・決算審査の映像配信について次のとおり説明があり、画角を変更して映像配信を行うことで確認された。なお、中里議員から発言があった。

令和5年第3回定例会における決算審査の常任委員会に引き続き、今定例会の予算審査の常任委員会についても、ライブ中継と録画配信を実施するが、撮影方法について、一部見直しを行いたいと考えている。

委員会室後方の傍聴席にいる傍聴者が映らないようにとの配慮から、前回は、当局席側にある天吊りカメラ1台で、質問席は前方から、答弁時の当局席は後ろから撮影したが、1台での運用であったため、画像の寄り引きが繰り返され、見づらい映像となってしまった。そこで、今回から、秘書広報課の貸出し用のハンディカムであるが、もう1台、カメラを増やし、質問席と答弁時の当局席の撮影をそれぞれ分担させることにより、スムーズな画像切替えを行いたいと思っている。

また、ハンディカムは、傍聴席は映らない画角にしつつ、当局席の斜め前方、委員の質問席の横に配置しようと考えている。以上、ご了承いただければと思う。

（3）次期議会運営委員会の日程について

5月20日（月）午前9時から行うこととされた。

（４）手話通訳者の配置について

議事課長から、本日の本会議の傍聴予定者から手話通訳者の配置に係る申込みがあったので、一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟に手話通訳者の派遣を依頼し、傍聴席で手話通訳が行われる予定であるので、承知おき願う旨の連絡があった。

×

×

日時・場所	5月20日（月）	議会運営委員会室
	開議 午前8時56分	散会 午前8時59分
出席委員	林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山各委員	
当局出席者	細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長	

1 議事日程第4号について

（１）総括質問

本日の総括質問は、金井議員以下14名とすることで確認された。

また、質問順序、質問事項等について、別紙総括質問一覧表（12ページ～14ページ参照）のとおりに確認された。

（２）休憩の時刻

昼休みは、吉田議員の質問終了後、午後の休憩は入澤議員の質問終了後に予定し、時間によっては、変更もあるということで確認された。

（３）常任委員会付託議案

総括質問終了後、令和6年度予算議案及び関連の条例議案、並びに事件議案を各常任委員会に付託することとされた。

（４）付託省略議案に対する討論、（５）付託省略議案の表決

その他の議案については、委員会付託を省略し、討論、表決を行うこととされた。

付託省略議案に対する討論については、通告がなく、表決については、別紙表決調べ（15ページ参照）のとおりで1回で行うことで確認された。

（６）休会の議決

委員会審査のため、21日から29日までの9日間を休会とすることで確認された。

2 その他

（１）討論通告の締め切り

新年度予算等、常任委員会付託議案に対する本会議討論の通告は、事務の都合上、28日正午までとすることで確認された。

なお、市民フォーラム、かがやき、七星、さきがけ赤城、赤利根、なないろ、わくわく前橋、まえばし維新の会、以上8会派については、所属議員のいない委員会に付託された議案の表決についても討論通告と同様、28日正午までに報告するよう伝えられた。

(2) 委員会審査（運営要項等）について

本日の本会議終了後、予算審査運営要項等の確認のため、各常任委員会を開催することで確認された。

開催場所は、総務常任委員会は議会運営委員会室、教育福祉常任委員会は第一委員会室、市民経済常任委員会は第二委員会室、建設水道常任委員会は第四委員会室とすることで確認された。

なお、会派内の各議員への連絡を行うよう伝えられた。

(3) 次期議会運営委員会の日程について

5月30日（木）午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	5月28日（火）	議会運営委員会室
開議	午前10時3分	散会 午前10時10分
出席委員	林（幸）委員長、藤江副委員長、堤、角田、長谷川、中里、横山各委員 委員外議員：浅井、富田各議員	
当局出席者	細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長	

1 附帯決議案について

(1) 発言通告（質疑・討論）及び表決調べの締め切りについて

横山議員以下5名から議案第52号 令和6年度前橋市一般会計予算に対する附帯決議案が提出されたことが報告され、最終日の30日に議題とすることで確認された。

附帯決議案に対する質疑、討論の発言通告及び表決調べの締め切りについては、事務の都合上、本日の午後1時までとすることで確認された。

なお、質疑については会議規則第55条にのっとり3回までとし、質問の通告が複数の会派からあった場合の発言順序は、大会派順に行うことで確認された。

また、長谷川委員から質疑について発言があり、協議された。

2 その他

(1) 次期議会運営委員会の日程について

5月30日（木）午前10時から行うこととされた。

(2) 附帯決議案への質疑について

長谷川委員から再度、質疑について発言があり、協議された。

×

×

日時・場所 5月30日（木） 議会運営委員会室
開議 午前9時58分 散会 午前10時51分
出席委員 林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第5号について

（1）市長提出議案の付議

各常任委員会に付託した予算関連等の議案について、審査報告書（18ページ～21ページ参照）が提出されたため、委員長報告、質疑の順で進め、委員長報告の順序は審査を行った順とし、初めに市民経済、次いで建設水道、総務、最後に教育福祉の各委員長の順で行うこととされた。

なお、委員長報告に対する質疑は、なしとすることとされた。

次に、討論及び表決は、初めに議案第64号に対する討論及び表決から行い、討論は、別紙討論一覧表（22ページ参照）のとおり須賀議員から通告があったことで確認された。

また、表決は、別紙表決調べ（22ページ参照）のとおりで、共産党は、棄権のため、退席の際には氏名標を倒すことで確認された。

次に、議案第64号を除く常任委員会付託議案に対する討論は、別紙討論一覧表（23ページ参照）のとおり近藤（好）議員以下7名から通告があり、討論順序と併せて確認された。

また、表決は、別紙表決順序調べ（23ページ参照）のとおり2回に分けて行い、初めに、議案第53号以下記載の10件を一括して行い、次に残る議案第52号以下記載の11件を一括して行うことで確認された。

（2）議案第52号に対する附帯決議案について

横山議員以下5名から提出された議案第52号に対する附帯決議案について、附帯決議案の提出者を変更したいとの申出があり、横山議員から説明があった後、提出者5名だったが林（幸）議員を削除し、提出者4名とすることと確認された。

また、議案第52号に対する附帯決議案については、議案第52号の可決後、決議案第1号として上程し、説明、質疑、討論、表決を行うことで確認された。

提案理由説明については、横山議員が登壇して行い、委員会付託は省略することで確認された。

次に、質疑については、別紙質疑一覧表（25ページ参照）のとおり阿部議員以下5名から通告があり、質疑順序と併せて確認された。質疑の回数は、会議規則第55条の規定により3回までとなり、重複には注意すること、質疑、答弁の場所は、全て自席で行うことで確認された。

次に、討論については、別紙討論一覧表（25ページ参照）のとおり吉田議員から通告があり、表決については、別紙表決調べ（25ページ参照）のとおり確認された。

表決調べに関して、議員のタブレットへの資料送付後に、なないろの入澤議員から表決の変更の申出があったことについて、協議が行われ、一旦保留とし、また委員会を開催して前橋令明の意見を聴取し、改めて協議することとされた。

（3）意見書案の上程

別紙意見書案一覧表（26ページ参照）のとおり、13件を一括上程することで確認された。

提案理由の説明、委員会付託を省略し、質疑、討論はなしとすることで確認された。

また、表決は11回に分けて行い、初めに第1号、2回目に第2号、3回目に第3号、4回目に第4号、5回目に第5号、6回目に第6号、7回目に第7号、8回目に第8号、9回目に第9号から第11号までの3件、10回目に第12号、11回目に第13号について行うことで確認された。

さらに、本日の会議の時間は、長時間になることが想定されることから、付託議案の討論と表決が終わった後、30分程度休憩時間を取ることで確認された。

2 その他

(1) 市長あいさつについて

恒例により、市長から挨拶のための発言を求められているので、許可することとされた。

(2) 附帯決議案への質疑について

中里委員から附帯決議案の質疑の在り方について発言があり、協議された。

(3) 本会議の映像撮影について

議事課長から、NHK及び群馬テレビから本日の本会議の映像撮影の申出があったので、承知おき願う旨の連絡があった。

(4) 次期議会運営委員会の日程について

6月24日（月）午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	5月30日（木）	議会運営委員会室
	開議 午前11時56分	散会 午後0時1分
出席委員	林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山各委員	
当局出席者	細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長	

1 議案第52号に対する附帯決議案の表決について

決議案第1号の表決調べに関して、議員のタブレットへの資料送付後に、なないろの入澤議員から表決の変更の申出があり、議会運営委員会で協議したが、一旦保留となったため、改めて前橋令明の意見について聴取し、協議した結果、なないろの表決については変更することとし、表決調べを差し替える取扱いとすることとなった。

なお、今後行われる各派代表者会議に表決に係るルールの徹底について協議の場を設けることとされた。

2 その他

(1) 過去の附帯決議案への質疑について

議事課長から、横山委員から問合せのあった過去の附帯決議案への質疑の状況について、平成16年第1回定例会及び平成21年第3回定例会において、附帯決議案が提出された際、質疑はなかったことが報告された。

×

×

日時・場所	5月30日（木）	議会運営委員会室
	開議 午後7時22分	散会 午後7時32分
出席委員	林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山各委員	
当局出席者	細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長	

1 動議について

（1）動議について

決議案第1号の横山議員の答弁について長谷川議員から動議が出されたことから、その対応について休憩中に委員会を開催して協議した。その結果、前橋令明の横山議員から、決議案について文言訂正の申出があり、本会議再開後の進行として、長谷川議員の質疑終了後から再開することとされた。

（2）決議案の訂正について

前橋令明から決議案について訂正したい旨の申出があり、許可された。本会議では、文言の訂正の承認について諮られることとなった。

また、決議案についての表決に変更があるか、各会派に確認され、わくわく前橋から変更する旨、申出があった。

（3）本会議の再開時間について

本会議は、午後7時55分から再開することで確認された。

—— 各 派 代 表 者 会 議 ——

日時・場所 4月24日（水） 議会運営委員会室
開議 午前9時58分 散会 午前10時50分
出席議員 笠原議長、新井美加副議長、横山、林（幸）、堤、小曾根、藤江、長谷川、中里、角田、岡田各議員、（オブザーバー）中林、近藤（登）、岡、入澤、林（倫）、小川各議員
当局出席者 市長、細谷副市長、総務、財務、健康各部長、秘書広報、行政管理、契約監理、財政、資産経営、保健総務、国民健康保険、教育施設各課長

1 令和6年度予算について

市長及び財務部長から次のとおり説明があった。

（市長）

令和6年度当初予算案について説明する。

令和6年度の当初予算編成においては、3月の臨時議会で所信表明した5つの基本政策を具現化することを念頭に、第七次前橋市総合計画に基づく施策を着実に推進するとともに、将来都市像である新しい価値の創造都市・前橋の実現に向けて、一人一人に寄り添い、みんなが輝ける新しい前橋をつくるための予算としてまとめたところである。主な事業としては、こども基本条例の制定に向けて準備を進めるほか、こども計画の基礎調査を実施する。また、新たに市立中学校給食費の無償化を令和6年6月から実施するとともに、給食費の食材費高騰分の公費負担を拡充するなど、子育てにおける保護者の負担を少しでも軽減したいと考えている。また、県と市の連携事業や中心市街地等再生事業のほか、市内経済の活性化に向けた事業についても継続し進めていきたいと考えている。市議会の皆さんからのご意見をはじめ、監査委員や包括外部監査による指摘などにも留意しながら、引き続き効率的、効果的な行財政運営に取り組んでいく。

（財務部長）

令和6年度当初予算案の詳細について説明する。

あらかじめ送った資料は2つあり、1つは令和6年度当初予算案概要、もう一つは令和6年度当初予算案内示資料であるが、本日は内示資料により説明する。内示資料の中には、新規事業や充実事業など主要事業を款別に整理した記載もあるが、本日は時間の制限もあるので、一般会計をはじめとする当初予算の全体像を説明する。

初めに、一般会計の令和6年度計上額としては1,525億1,180万3,000円を計上するもので、対前年度では57億4,730万3,000円の増、伸び率は3.9%のプラスとなる。特別会計と企業会計を加えた全会計の合計は、2,828億6,815万4,000円となり、対前年度では114億1,424万1,000円の増、伸び率は4.2%のプラスとなる。

次に、一般会計の歳入である。歳入見込額の考え方の主な項目を説明する。初めに、1款の市税については、個人市民税が給与所得の増加などがある一方、定額減税に伴う減収により、対前年度で5.2%の減を見込んでおり、市税全体では11億1,000万円の減となる。減収見込みではあるが、定額減税の影響がなければ、過去最大となる。

次に、10 款の地方特例交付金については、個人市民税の定額減税に伴う減収分が全額補填される見込みであるので、対前年度で14 億2,000 万円の増となる。

22 款の市債については、臨時財政対策債が大幅に減少するものの、投資的経費の増などに伴う通常債の増により、市債全体の発行額は対前年度で23 億5,000 万円の増となる。

次に、一般会計の歳出について、款別の主な特徴を説明する。初めに、3 款の民生費については、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業や国の法改正による児童手当支給事業の増などにより、42 億8,000 万円の増となる。

7 款の商工費については、赤城公園整備促進事業の増などがある一方、令和2 年度の新型コロナウイルス感染症対策による特別融資預託金の減などにより、24 億5,000 万円の減となる。

10 款の教育費については、体育施設管理事業の減などがある一方、旧広瀬中学校のスポーツ施設への転用工事や市立中学校、市立高校の体育館空調設置工事の増などにより、34 億2,000 万円の増となる。

次に、歳出の性質別の主な特徴を説明する。初めに、扶助費については、児童手当支給事業の増などにより、20 億7,000 万円の増となる。

投資的経費については、夜間急病診療所移設新築工事の完了に伴う減などがある一方で、体育施設整備事業の増などにより、34 億3,000 万円の増となる。

一般会計予算額、決算額の推移であるが、令和6 年度当初予算額は過去3 番目に大きい予算規模となる。

次に、一般会計予算財源内訳であるが、一般財源、自主財源については、国庫補助金や市債などの特定財源、依存財源が前年度に比べて増加したことにより、構成比がそれぞれ減少している。

説明は以上であるが、より詳細な内容については財政課から各会派へ説明に伺いたいと思っている。日程調整させてもらいたいと思うので、必要があれば後ほど希望の日時をお知らせ願う。

また、款別に記載した各主要事業の詳細については、資料に記載した各所管課に問合せ願う。

2 接続通路等整備に係る今後の予定について

財務部長及び資産経営課長から次のとおり説明があり、角田、横山各議員から発言があった。

(財務部長)

現在工事が進行中の接続通路等整備に係る今後の予定について、資産経営課長から詳細を説明する。

(資産経営課長)

接続通路等整備に係る今後の予定について説明する。

まず、整備スケジュールであるが、旧議会庁舎の解体については令和5 年12 月に完了して、接続通路の工事を令和6 年1 月に着工し、令和6 年12 月に竣工の予定である。

次に、構内駐車場の整備であるが、令和5 年度中に設計業務を行い、接続通路竣工後、駐車場整備を開始する予定である。駐車区画を確保するため、南と北の2 回に分けて、南側から工事を開始し、令和7 年8 月竣工の予定となっている。

続いて、接続通路整備について、新設する接続通路の設置に係るくい打ちについては、2 か月工期延長となったが、令和6 年3 月に完了した。足場の設置については、令和6 年6 月上旬から1 週間程度で足場を設置する。接続通路工事について、足場設置後に着工し、本庁舎と議会庁舎の高低差解消のためスロープを設置するなどして、令和6 年10 月頃完了の予定である。既存接続通路改修につい

ては、９月から１０月頃、天井材等の改修などを行う。なお、この間については、議会庁舎と本庁舎の間の車道及び歩道は通行可能である。足場の撤去であるが、１０月に接続通路の工事が完了してから１週間程度で実施する。その後、車寄せや外構工事等を行い、接続通路工事全体の竣工は、当初の予定から２か月ほど延期になるが、令和６年１２月を予定している。

足場の設置時及び撤去時においては、それぞれ１週間程度は議会庁舎と本庁舎の間の道路について、車道は車両通行止めになる。なお、歩道は通行可能である。議会開会中などにおいては、駐車場整備工事終了まで、これまでと同様に旧麦蔵横の駐車場を利用してもらうこととなり、議員の皆さんには大変不便をおかけするが、ご理解願う。

３ 工事請負契約の締結（桂萱小学校南校舎長寿命化改修工事ほか３件）について

総務部長から次のとおり説明があり、中里、横山各議員から発言があった後、当局の要請のとおり、第１回定例会初日の５月８日に議決することで、了承された。

４月１７日開催の総務常任委員会及び４月１８日開催の教育福祉常任委員会において報告した第１回定例会市議会に提出させてもらう議案、工事請負契約の締結について（桂萱小学校南校舎長寿命化改修工事ほか３件）について、早期の議決をお願いしたいことから、その理由を説明する。

学校施設については、児童生徒の学習や生活の場であり、その改修工事においては、児童生徒の安全の確保及び工事に伴う振動や騒音による教育活動への影響の抑制に配慮するため、長期休業となる夏休み期間を最大限活用し、集中的に工事を実施する必要がある。また、工事を円滑かつ確実に、限られた期間内で実施するためには、早期に契約を締結し、受注者に対して工事の事前準備期間が十分に確保できるよう配慮する必要がある。特に建設業界からは、夏休み期間を主とする大型工事の事前準備期間を少なくとも２か月以上確保することが求められている。さらに、令和６年４月１日から働き方改革関連法による建設業における時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人一人の週休２日の確保など、建設業への環境整備に配慮し、適正な工期を設定することが、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法により、公共工事の発注者の責務とされている。これらのことから、工事請負契約の締結についての４議案について、第１回定例会市議会の初日の５月８日に議決してもらうよう特段の配慮をお願いする。

なお、今回は５月に定例会市議会が開催されることに伴う特例的な事案となるが、次年度以降、同様の案件がある場合の取扱いについては、議会の皆さんにも相談させてもらいながら検討していきたいと考えている。

４ 交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて

健康部長から次のとおり説明があり、中里、角田各議員から発言があった後、２次送付分の議案として５月７日に送付されるので、５月８日、開会日の本会議において１次送付分と併せて一括して上程することで了承された。

交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて説明する。

本件は、令和６年２月２６日、午後１時５０分頃、前橋市大手町二丁目１０番３の市役所北駐車場内において、本庁への事務連絡のため、保健総務課の職員が公用車を駐車しようと駐車場内を進行していたところ、左前方に駐車していた相手方車両に接触し、当該車両の右側前部が損傷した事故に係るものである。市と相手方の間で示談について協議してきたが、損害賠償の額を１０２万３,７７０円

とすることで協議が調ったので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものである。

本件については、第1回定例市議会に議案として提出させてもらう予定であるので、よろしくお願いします。

5 電話自動音声応答システムの試験導入について

健康部長から次のとおり説明があり、横山、角田各議員から発言があった後、了承された。

国民健康保険課の電話自動音声応答システムの試験導入について説明する。

趣旨であるが、24時間365日の電話対応の実現に向け、国民健康保険課業務のうち、電話による簡易な問合せの件数が上位であるものを対象として、試験的に電話自動音声応答システムを導入し、その有効性を検証するとともに、さらなる市民サービス及び職員の事務効率の向上を図ろうとするものである。

システムの概要だが、直通電話での問合せの際、用件に応じて、音声での応答、SMSでの応答、または職員への転送を自動で行うシステムとなっている。

具体的な流れであるが、市民から国民健康保険課の該当の直通電話でお問合せがあったときには、自動音声で、お電話ありがとうございます以下のメッセージが流れる。音声ガイダンスに沿ってご希望の番号を押してくださいということで、〇〇のお問合せは1番を、〇〇のお問合せは2番を押してくださいと流れる。以下は、最初に1を押した場合の対応となるが、自動音声メッセージに従い、尋ねたい内容を選択し、最終的な回答は音声による自動応答、職員による応答、またはSMSによる応答のいずれかを選択してもらい、回答を得るというものである。

期待される市民への効果だが、3点ある。1点目は、個人情報を含まない、定例的で簡易な電話に対し、24時間265日対応することができるようになるものである。

2点目は、同時に多くの電話を接続することが可能となり、電話のかけ直しが減少するものである。これまで国民健康保険証や国保税の納税通知書の発送時には問合せが集中し、つながらないことや、つながってもほかの係につながり、かけ直しになるということもあったが、このような状況が大幅に減少する。

3点目は、SMSによる回答を選択することにより、メモを取る手間が省けるというものである。

4の対象業務だが、表に記載の国民健康保険業務及び後期高齢者医療業務を対象とする予定である。参考までに、令和5年度の各業務の受電件数は、トータルで約4万件となる。

5の試験導入期間だが、6月中旬から令和7年3月31日までを予定しており、国保、後期の保険証、納税通知書等の発送時期となる7、8月の繁忙期前に導入したいと考えている。

6の市民への周知だが、広報まえばし、ホームページ及び納税等に係る通知書への掲載並びに報道発表を予定している。

7の概算経費だが、年間費用として約350万円を見込んでいる。

なお、本予算の成立を条件として、4月24日から指名業者への通知等、契約の準備行為を進めさせてもらいたいと考えている。なお、契約及び業務開始は議決いただいた後に行わせてもらいたいと思う。

6 令和6年度議会費予算について

総務課長から次のとおり説明があった。

当初予算について、令和5年度と比較しながら、主な増減理由について説明する。

まず、議員報酬等については、1節報酬は、議員欠員の充足により、1,185万7,000円の増額、3節職員手当等は、議員欠員の充足及び期末手当の支給月数の見直しにより、1,037万1,000円の増額となっている。また、4節共済費は、議員欠員の充足による増額はあるが、議員共済給付費負担金の率が100分の31.5から100分の29.3へ下がったことにより、145万9,000円の減額となる。

次に、議会運営事業である。1節報酬、3節職員手当等及び4節共済費は、会計年度任用職員の雇用に係る費用である。前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正により、それぞれ増額となる。8節旅費は、議員欠員の充足による増額はあるが、特別委員会の視察に係る旅費の減や遠隔地への議長会出張旅費の減額とそれに伴う職員出張旅費の減額などにより、67万6,000円の減額となる。10節需用費は、議会だよりの臨時会号の増、改選に伴う議員バッジ、全議員分38個の購入及び議員提要作成に係る消耗品費の増額等により、204万5,000円の増額となる。11節役務費の増額は、議長車の車検費用によるものである。12節委託料の増額は、令和5年度中に開始し、既に補正予算で対応したものになるが、今年度は臨時会開催により本会議が増えた分を含む議場映像配信システム運用業務、前橋市議会議員用タブレット端末等へのペーパーレスシステム設定等業務、議場映像配信システム保守点検業務などの委託料の増額により、735万4,000円の増額となる。13節使用料及び賃借料の増額は、議場コンサート楽器運搬トラック借り上げ料及び議場コンサートに係るピアノ借り上げ料の増額等によるものである。17節備品購入費は、昨年度中に4階事務局前ロビーの机と椅子が納品となり、皆減となる。18節負担金補助及び交付金は、各種市議会議長会等負担金の増額などにより、1万4,000円の増額となる。26節公課費の増額は、議長車の車検に伴う重量税によるものである。これらにより、議会運営事業全体としては、小計の比較増減額にあるように、871万円の増額となる。

次に、政務活動費であるが、議員欠員の充足により、220万円の増額となっている。

また、職員人件費は職員課が算出したものである。

合計は、令和6年度は6億7,009万9,000円となり、前年度と比較して4.4%、2,852万8,000円の増額となる。

7 政務活動費の収支報告書の提出及び情報公開について

議長から次のとおり説明があった。

政務活動費の収支報告書の提出及び情報公開についてであるが、令和5年度政務活動費の収支報告書は4月30日が提出期限となっていることから、4月30日までに領収書等の証拠書類を添付の上、提出するようお願いする。

提出したものは、内容を確認させてもらい、必要に応じて調査させてもらった後に、5月中には市長に収支報告書の写しを送付する予定である。

政務活動費の情報公開については、6月中に市議会ホームページに収支報告書等を掲載する予定で、前回同様、領収書に加え、行政視察報告書等についても併せて掲載する。また、市庁舎2階の情報公開コーナーでも収支報告書等を公開するので、ご承知おき願う。

なお、政務活動費は市民の興味と関心も高いことから、今後細かい使途内容について各会派へ問合

せがあるかもしれないが、その際には各会派において答えてもらうことになるので、対応をよろしく願います。

8 議員表彰について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

議員表彰についてであるが、15年表彰を小曾根議員、藤江議員、角田議員、富田議員の4名が受ける予定である。ついては、コロナ禍前の例に倣い、第2回定例会の初日である7月2日の本会議開会前に表彰状の伝達、感謝状の贈呈を行いたいと思うので、よろしく願います。また、表彰状の伝達等は昨年と同様の伝達方法で行いたいと思う。

次に、表彰に伴う議員親睦会主催の祝賀会について、表彰状の伝達、感謝状の贈呈と同様に、第2回定例会初日の7月2日に開催したいと考えている。

9 議員親睦会について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

議員親睦会についてであるが、議員親睦会の会計報告については、各派代表者会議において書面にて報告し、承認してもらうことになっている。ついては、令和5年度分の結果が議員親睦会会計報告のとおりまとまったので、報告させてもらい、承認願いたいと思う。

続いて、本年度の理事と監事の選出について協議をお願いする。議員親睦会の役員は、規約により、会長と副会長は正副議長の充て職となっているが、理事及び監事については、これまで各派代表者会議の構成員をお願いすることを例としていた。ついては、令和6年度も同様に、各派代表者会議の構成員の皆さんに理事及び監事をお願いする。

ついては、この中から監事2名をどなたをお願いするかということであるが、これまでと同様に、各派代表者会議の構成員のうち、第1、第2会派から選出をお願いすることとし、前橋令明、堤議員、前橋高志会、藤江議員に監事をお願いする。

10 その他

(1) 第1回定例会会期中の議員駐車場について

総務課長から次のとおり説明があった。

現在、議会庁舎接続通路工事により市役所構内の駐車場の駐車可能台数が大幅に減少していることから、市民の皆さんの利便性を確保するため、5月8日から5月30日までの第1回定例会では大手町一丁目公用駐車場、旧麦蔵横の駐車場などを利用してもらいたいと思う。今回市役所構内駐車場には7台分を確保した。そのうち6台を年長議員さん分、もう一台は来庁頻度が多い新井美加副議長に利用してもらう。市役所構内駐車場の7台以外の議員の皆さんは、第1回定例会の会期中は旧麦蔵横の駐車場に駐車してもらうようお願いする。

駐車場所を変更してもらう期間であるが、第1回定例会では会期中の会議のある日だけではなく、初日の5月8日から閉会日の5月30日までの期間を通して市役所構内駐車場の7台分と旧麦蔵横の駐車場を利用してもらうようお願いする。

市役所駐車場構内の議員駐車場の配置は、議員ごとに個別の駐車位置の指定はないが、市役所構内駐車場の議員に止めてもらう場所にはコーンが置いてあるので、お手数であるが、駐車の際はコーン

を外し、帰りにまた戻してもらえればと思う。

なお、多くの市民の来庁があり、議員自身が構内駐車場に入ることができないような混雑が発生した際には、やむを得ず市役所構内駐車場に確保した部分を市民に開放する場合がある旨、ご承知おき願う。

大手町一丁目駐車場、旧麦蔵横の議員駐車場も議員ごとに個別の駐車位置の指定はない。旧麦蔵横の駐車場については、空いている場所に順次駐車してもらいたい。旧麦蔵横の駐車場に止めてもらうことが基本の議員であっても、例えば荷物の積卸しなど一時的に市役所構内駐車場を使いたい場合については臨機応変に対応してもらうことでお願いしたい。

なお、旧麦蔵横の駐車場から議会庁舎に向かう際には、交通安全の面から、歩道橋か県庁前の横断歩道を必ず利用してもらうようお願いする。

（２）２０２４年台湾東部沖地震に対する義援金について

議長から次のとおり説明があり、了承された。詳細については議長に一任することとなった。

令和６年４月３日に台湾東方で地震があった。それについて、前橋市の台湾の議員連盟もあるので、義援金を送ったらどうかという話が出ているので、各会派の意見を伺いたい。

×

×

日時・場所 ５月１５日（水） 議会運営委員会室

開議 午前９時７分 散会 午前９時８分

出席議員 笠原議長、新井美加副議長、横山、林（幸）、堤、小曾根、藤江、長谷川、中里、角田、岡田各議員、（オブザーバー）中林、近藤（登）、岡、入澤、林（倫）、小川各議員

１ ２０２４年台湾東部沖地震に対する義援金について

議長から次のとおり説明があった。

４月２４日の各派代表者会議において賛同してもらい、議長預かりとなっていた２０２４年台湾東部沖地震に対する義援金についてであるが、震災被害に対する救援、復興活動等を支援するため、群馬県前橋市議会として議員親睦会から１０万円を支出し、日本赤十字社が取り扱う２０２４年台湾東部沖地震救援金へ送ることとする。

以上のとおり本市議会として対応するのでご承知おき願う。

また、会派内の各議員への周知についてもよろしく願う。

×

×

日時・場所 5月17日（金） 議会運営委員会室
開議 午前8時57分 散会 午前8時58分
出席議員 笠原議長、新井美加副議長、横山、林（幸）、堤、小曾根、藤江、長谷川、中里、角田、岡田各議員、（オブザーバー）中林、近藤（登）、岡、入澤、林（倫）、小川各議員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、教育次長、秘書広報、行政管理各課長

1 未送付議案について

総務部長から次のとおり説明があった。

第1回定例会の招集告示に掲載し、現在未送付となっている教育委員会の委員の任命についての議案については、事情により提出を見送ることとしたので報告する。

×

×

日時・場所 5月28日（火） 議会運営委員会室
開議 午前9時56分 散会 午前10時2分
出席議員 笠原議長、新井美加副議長、横山、林（幸）、堤、藤江、長谷川、中里、角田、富田（小曾根議員の代理）、浅井（岡田議員の代理）各議員、（オブザーバー）中林、近藤（登）、岡、入澤、林（倫）、小川各議員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 令和6年度前橋市一般会計予算について

議長及び横山議員から次のとおり説明があり、角田、長谷川各議員から発言があった。その後、本会議での取扱いについては、この後の議会運営委員会で協議することが確認された。

（議長）

令和6年度前橋市一般会計予算についてであるが、前橋令明、横山議員以下5名から附帯決議案が提出された。この附帯決議案に関し、横山議員から説明があるので、お聞き取り願う。

（横山議員）

今回附帯決議案の提出の案件は、令和6年度前橋市一般会計予算に対する附帯決議案である。その中の給食費無償化に関して賛成の討論はするけれども、さらに我々の会派として、これから先を見据えたことをできれば審議願いたいという形で附帯決議案を出すものである。どうぞよろしくお願いする。

—— 議会図書室運営委員会 ——

日時・場所 5月30日（木） 議会運営委員会室
開議 午前10時52分 散会 午前10時55分
出席委員 林（幸）委員長、藤江副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員

1 令和5年度の図書の購入状況等について

事務局から次のとおり説明があり、了承された。

令和5年度の図書の購入状況等については、新たに購入した冊数は55冊、金額にして12万9,745円。このほか、寄贈が4冊あり、合わせて59冊である。蔵書総数は、総記から文学までの合計で3,376冊となった。

2 令和6年度の図書購入について

委員長から次のとおり説明があり、了承された。

令和6年度の図書購入については、図書購入希望票により会派ごとに取りまとめて、6月20日までに事務局に提出願う。なお、希望図書は、1冊当たり1万円未満でお願いする。購入希望の集約後、委員会を開催し、購入について協議をお願いしたい。

■ 議 長 会

◇ 全国市議会議長会定期総会

期 日 5月22日(水)

場 所 東京国際フォーラム(東京都千代田区)

出席者 笠原議長、丸橋総務課長

〔会議の概要〕

1 表彰式

2 会議

(1) 報告

(2) 議案審議

(3) 役員改選

×

×

◇ 全国競輪主催地議会議長会関東甲信越静部会定期総会

期 日 6月3日(月)

場 所 都市センターホテル(東京都千代田区)

出席者 笠原議長、高橋事務局長

〔会議の概要〕

1 報告事項

(1) 会務報告

2 協議事項

(1) 役員改選について

×

×

◇ 全国競輪主催地議会議長会役員会

期 日 6月3日(月)

場 所 都市センターホテル(東京都千代田区)

出席者 笠原議長、高橋事務局長

〔会議の概要〕

1 会務報告

2 協議事項

(1) 第134回定期総会の運営について

ア 定期総会の進行及び役員改選について

イ 会長提出議案について

・令和5年度全国競輪主催地議会議長会歳入歳出決算（案）

・令和6年度運動方針（案）について

・令和6年度全国競輪主催地議会議長会歳入歳出予算（案）

ウ 報告事項

・災害見舞金の贈呈について

×

×

◇ 全国競輪主催地議会議長会定期総会

期 日 6月3日（月）

場 所 都市センターホテル（東京都千代田区）

出席者 笠原議長、高橋事務局長

〔会議の概要〕

1 会務報告

2 協議事項

(1) 会長提出議案第1号 令和5年度全国競輪主催地議会議長会歳入歳出決算

(2) 会長提出議案第2号 令和6年度運動方針（案）について

(3) 会長提出議案第3号 令和6年度全国競輪主催地議会議長会歳入歳出予算（案）

3 報告事項

(1) 災害見舞金の贈呈について

4 役員改選

ロビ一

5・6月の日誌

月 日	曜日	日 誌
4月24日	水	各派代表者会議 議会運営委員会
5月 8日	水	議会運営委員会 本会議（1日目）
5月15日	水	各派代表者会議 議会運営委員会 本会議（2日目）
5月17日	金	各派代表者会議 議会運営委員会 本会議（3日目）正副常任委員長会議
5月20日	月	議会運営委員会 本会議（4日目）4常任委員会
5月22日	水	市民経済常任委員会（予算審査） 全国市議会議長会定期総会
5月23日	木	建設水道常任委員会（予算審査）
5月24日	金	総務常任委員会（予算審査）
5月27日	月	教育福祉常任委員会（予算審査）
5月28日	火	各派代表者会議 議会運営委員会
5月30日	木	議会運営委員会 議会図書室運営委員会 本会議（5日目）
6月 3日	月	全国競輪主催地議会議長会関東甲信越静岡部会定期総会 全国競輪主催地議会議長会役員会 全国競輪主催地議会議長会定期総会
6月20日	木	総務常任委員会 教育福祉常任委員会 ICT利便性向上調査特別委員会
6月21日	金	市民経済常任委員会 建設水道常任委員会

5・6月の視察来訪

月 日	曜日	来 訪	人数	調 査 事 項
5月10日	金	榛東村（群馬県）	7人	前橋こども図書館、前橋市子育てひろばについて
6月25日	火	浜松市（静岡県）	13人	遠隔型自動運転バス社会実装事業、Gunma a Sについて DX推進計画について

議 会 月 報 令和6年5・6月号
編集 前橋市議会事務局議事課調査係
発行 前橋市議会事務局

